

沼津市一般廃棄物処理基本計画
(案)

令和8年2月

沼 津 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画対象区域	2
3. 計画の範囲	2
4. 計画目標年次	4
5. SDGs の観点	5
第2章 沼津市の現況	6
第1節 地域の特性	6
1. 人口及び世帯数	6
2. 産業	6
3. 土地利用状況	8
4. 将来計画	9

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題	10
第1節 ごみ処理の区分と体制	10
1. ごみ処理の流れ	10
2. ごみ処理体制	11
3. 処理施設等の概要	12
第2節 ごみ処理の現状	15
1. ごみの排出量の実績	15
2. ごみの再生利用の実績	17
3. 中間処理の実績	22
4. 最終処分の実績	24
5. ごみの性状	26
6. ごみ処理に係る処理経費	29
7. 全国及び静岡県との比較	30
8. 数値目標の達成状況	32
第3節 ごみ処理の課題	33
1. 法律の改正等の状況	33

2. ごみ処理の現状と課題	34
第2章 ごみ処理基本計画	36
第1節 ごみ処理基本計画の基本理念と方針	36
第2節 基本理念実現に向けた各主体に期待される取組	37
1. 市民に期待される取組	37
2. 事業者期待される取組	37
3. 行政に期待される取組	37
第3節 ごみの排出量の見込み	38
1. 将来人口	38
2. ごみの排出量の見込み	38
3. ごみの排出量の見込みと国や県の目標との比較	41
第4節 数値目標	43
1. 数値目標	43
2. 1人1日当たり家庭系ごみ排出量	44
3. 事業系ごみ排出量	44
第5節 ごみ処理基本計画の施策体系	46
第6節 ごみ処理基本計画の施策内容	47
1. 発生・排出抑制計画	47
2. リサイクル推進計画	51
3. 収集運搬計画	53
4. 中間処理・最終処分計画	56
5. 災害廃棄物処理計画	58
6. 本市の目指す処理システム	59
第3章 食品ロス削減推進計画	61
第1節 基本的事項	61
1. 計画策定の趣旨	61
2. 計画の位置づけ	61
第2節 食品ロスの現状	62
1. 食品ロスの現状	62
2. 市民意識の現状	63
第3節 計画の目標	64
1. 基本方針	64
2. 食品ロス削減に向けた目標	64
第4節 食品ロス削減に向けた取組	65

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況及び課題	67
第1節 生活排水処理の現状	67
1. 生活排水処理フロー	67
2. 処理形態別人口及び世帯数	68
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理量	69
4. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制	70
5. 下水道の整備状況	73
第2節 生活排水処理の課題	74
第2章 生活排水処理基本計画	75
第1節 生活排水処理基本計画の基本理念と方針	75
第2節 基本理念実現に向けた各主体に期待される取組	76
1. 市民に期待される取組	76
2. 事業者期待される取組	76
3. 行政に期待される取組	76
第3節 数値目標及び発生量の見込み	77
1. 数値目標	77
2. し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み	78
第4節 生活排水処理基本計画の施策体系	79
第5節 生活排水処理基本計画の施策内容	80
1. 排出抑制計画	80
2. 収集運搬計画	81
3. 中間処理・最終処分計画	81
4. 災害廃棄物処理計画	82

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

沼津市（以下「本市」という）では、昭和50年度から全国に先駆けて市民の協力を支えられたごみの分別収集『沼津方式』を実施しています。令和3年3月には、「沼津市一般廃棄物処理基本計画（令和5年12月改定）」（以下「当初計画」という。）を策定し、本市における一般廃棄物処理に関する方向性を示しています。

一方、国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）を定めています。この方針は「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合させる形で運用され、令和7年2月には新たな廃棄物の減量化の目標量が設定されています。同基本計画では、地域経済の活性化・魅力ある地域づくり、ライフスタイル転換、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大などが重点的に掲げられています。

また、令和4年4月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための基本方針が示されたことを受け、令和5年度に当初計画の見直しを行いました。そして、この度、当初計画は中間目標年次を迎えたことから、これまでの取組実績や課題を整理し、目標年度を令和12年度とする計画（以下「本計画」という。）として見直しを行うこととしました。

第2節 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。本計画は、廃棄物処理法の上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を本計画に位置づけます。

さらに本計画は、第5次沼津市総合計画及び第2次沼津市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有

します。

なお、計画策定にあたっては、「沼津市環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画検討委員会」を組織し、学識経験者、市民団体、事業者からの意見も反映させています。

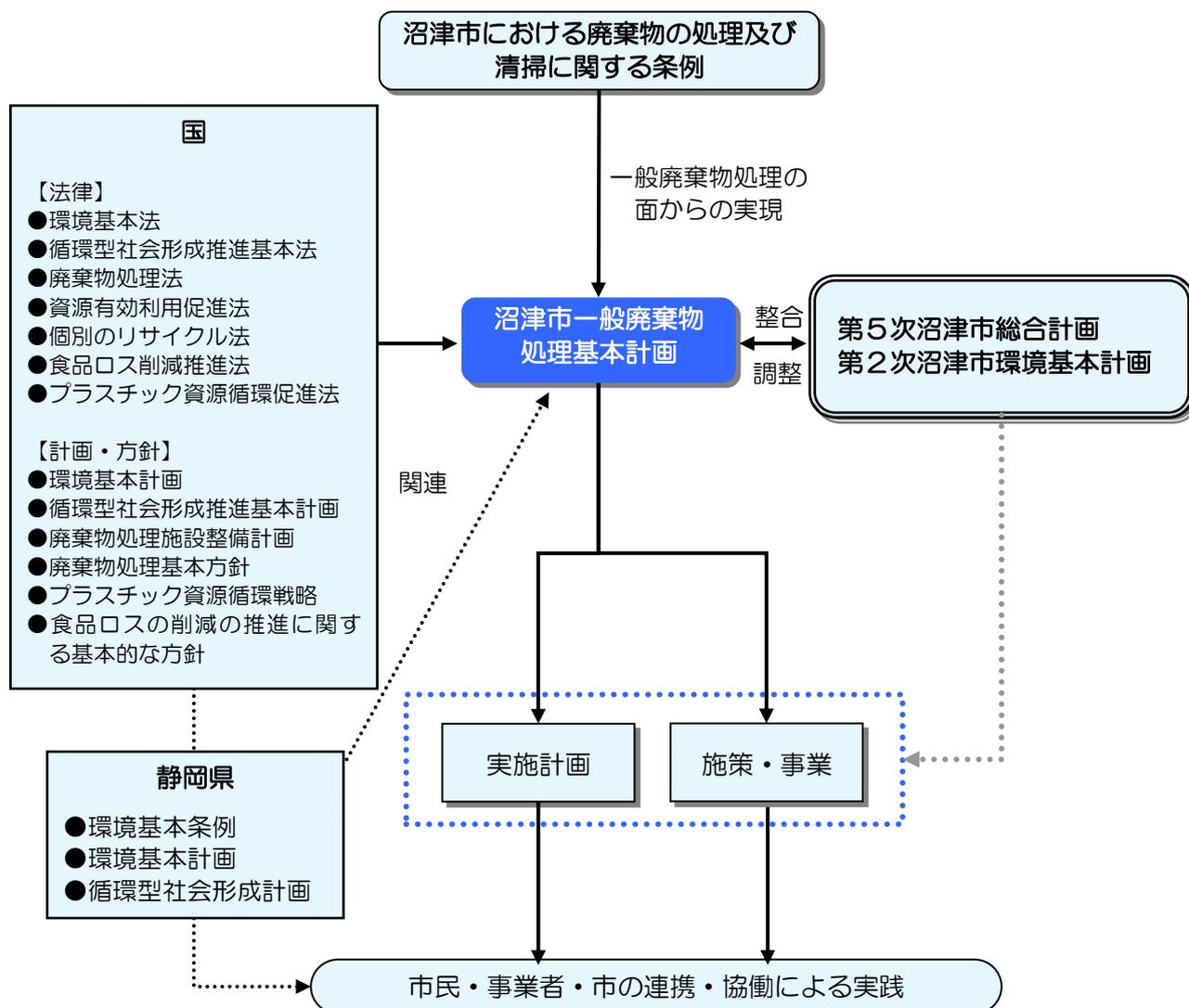


図 1-1-1 本計画の位置づけ

2. 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

3. 計画の範囲

ごみ処理及び生活排水処理基本計画の計画範囲は、本市全域とします。ただし、生活排水処理基本計画については、下水道の接続が完了した世帯については本計画の対象から適宜外します。

表 1-1-1 沼津市の清掃事業の沿革

年月	動向
昭和 2 年度	直営事業を開始
昭和 36 年 7 月	し尿処理施設 (90kℓ/日) 完成、計画収集 (許可収集) の開始
昭和 41 年 5 月	ごみ焼却場 (75t/8h 連続燃焼式機械炉) 完成
昭和 41 年	し尿処理施設 (150kℓ/日) 完成 (合わせて処理能力 240kℓ/日)
昭和 46 年 9 月	「沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
昭和 47 年 4 月	全市域の計画収集 (定時収集) を開始
昭和 48 年 10 月	「500 日ごみ戦争」～金岡地区ごみ埋め立て場反対運動の始まり～
昭和 50 年 4 月	「沼津方式」の 3 分別収集を開始
昭和 51 年 10 月	清掃プラント (連続燃焼式機械炉 150t/24h、2 基) 完成
昭和 52 年 1 月	植田最終処分場 (52,000 m ²) の供用開始
昭和 62 年 4 月	第 1 期最終処分地 (25,198 m ²) の供用開始
平成 4 年 5 月	第 2 期最終処分地 (19,520 m ²) の供用開始
平成 9 年 11 月	沼津市環境保全審議会を設置
平成 11 年 1 月	中継・中間処理施設完成
平成 11 年 4 月	「沼津市指定袋」を導入
	ペットボトルの資源回収と、「プラスチックごみ」の収集を開始
平成 11 年 5 月	清掃プラント基幹改良工事着工
平成 11 年 7 月	蛍光管破砕機の設置
平成 12 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を策定
平成 14 年 3 月	清掃プラント基幹改良工事完成
	高齢者・障害者世帯などの粗大ごみ戸別収集の開始
平成 14 年 4 月	事業系指定袋を導入
平成 15 年 4 月	容器包装リサイクル法に基づく「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始
平成 15 年 5 月	新最終処分場 (15,200 m ²) の供用開始
平成 16 年 9 月	新衛生プラントアクアプラザ (158kℓ/日) の供用開始
平成 17 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画 (改定版) 策定
平成 17 年 4 月	戸田村との合併に伴い戸田衛生センターの管理を開始
平成 19 年 6 月	剪定枝の回収をモデル地区で開始
平成 19 年 10 月	資源化物を持ち去る行為を禁止するため、条例を改正
平成 20 年 3 月	中継・中間処理施設にプラスチック製容器包装用破袋機及び手選別コンベアを設置
平成 21 年 9 月	廃食油の回収をモデル地区で開始
平成 23 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を策定
平成 24 年 4 月	一部直営だった燃やすごみ・プラスチック製容器包装の収集を民間事業者に完全収集業務委託を実施
平成 25 年 12 月	使用済み小型家電 (10 品目) の拠点回収を開始
平成 27 年 4 月	焼却飛灰の外部委託によるリサイクルを開始
平成 28 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を改定
平成 30 年 4 月	「資源回収の日」の一部の品目 (缶類、ペットボトル、乾電池、ライター) について、収集業務委託を開始

年月	動向
令和2年6月	落じん灰のリサイクルを開始
令和3年3月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を策定
令和3年4月	「資源回収の日」のびん類について、収集業務委託を開始
令和3年8月	資源ごみ中間処理場を閉鎖
令和4年6月	使用済みパソコン・小型家電の宅配による回収を開始 使用済みのインクカートリッジの拠点回収を開始
令和5年3月	中継・中間処理施設稼働停止に伴い、関係機器の稼働停止 一般廃棄物会計基準の導入
令和5年4月	ペットボトルの水平リサイクルを開始
令和5年12月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を改定
令和6年4月	プラスチック製容器包装の中間処理について、民間事業者への業務委託を開始 使用済み小型家電の拠点回収対象項目を10品目から12品目へ拡大 新中間処理施設の整備に向け、「沼津市新中間処理施設整備運営事業」に係る入札執行公告を実施 「埋め立てごみの日」のすべての品目（①類、②類、③類及び蛍光管）について、収集業務委託を開始
令和7年1月	充電式電池・モバイルバッテリーの回収を開始 リユースプラットフォームを活用したリユース事業を開始 「沼津市新中間処理施設整備運営事業」の落札者を決定

4. 計画目標年次

計画期間は当初計画の計画目標年次である令和12年度までの5年間とします。なお、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は見直しを行います。

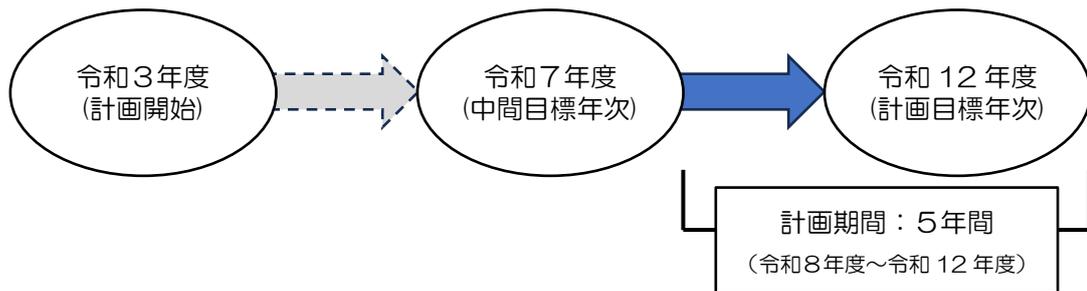


図 1-1-2 計画の期間

5. SDGs の観点

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた令和 12 (2030) 年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットからなる「SDGs (持続可能な開発目標)」が掲げられています。

平成 28 (2016) 年には国が「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGs の 17 のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあります。



出典：国際連合広報センター

図 1-1-3 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール (目標)

廃棄物分野において、SDGs の目標を達成するために関連する主な内容は以下のとおりです。

SDGs の目標を達成するために廃棄物分野に関連する主な内容

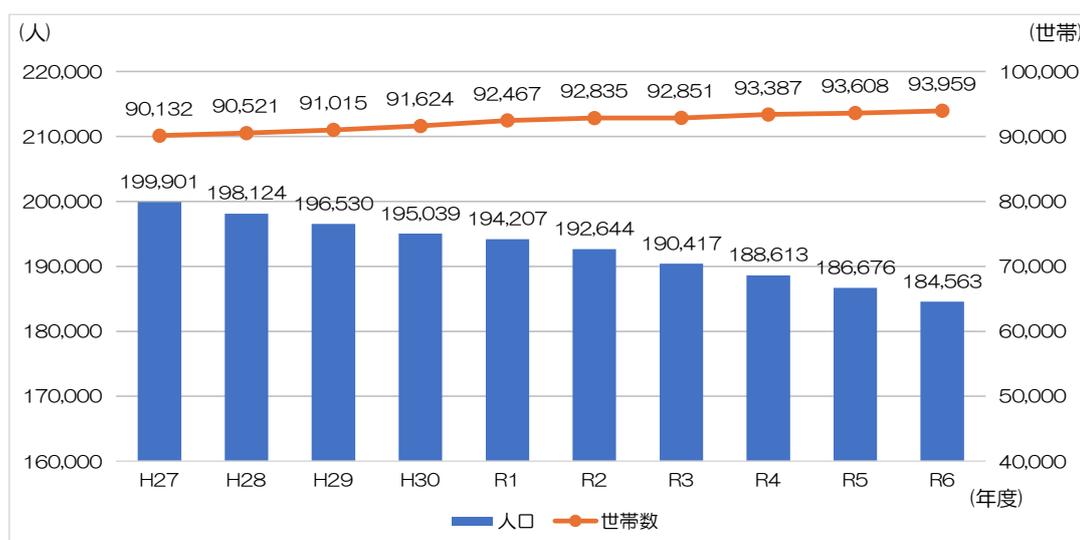
- 使い捨て型ライフスタイルの見直しなどによる廃棄物発生量の削減
- 食品ロス対策などによる資源ロスの削減
- 廃棄物の循環利用のさらなる促進
- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- 廃プラスチック対策による海洋汚染の防止
- 災害廃棄物対策
- 生活雑排水の適正処理による汚濁負荷の低減

第2章 沼津市の現況

第1節 地域の特性

1. 人口及び世帯数

本市の人口は令和7年3月31日現在で184,563人、世帯数は93,959世帯となっています。人口は平成27年3月31日より15,338人減少した一方で、世帯数は3,827世帯増加しています。



出典：「住民基本台帳人口」（各年度3月31日現在、外国人人口を含む）

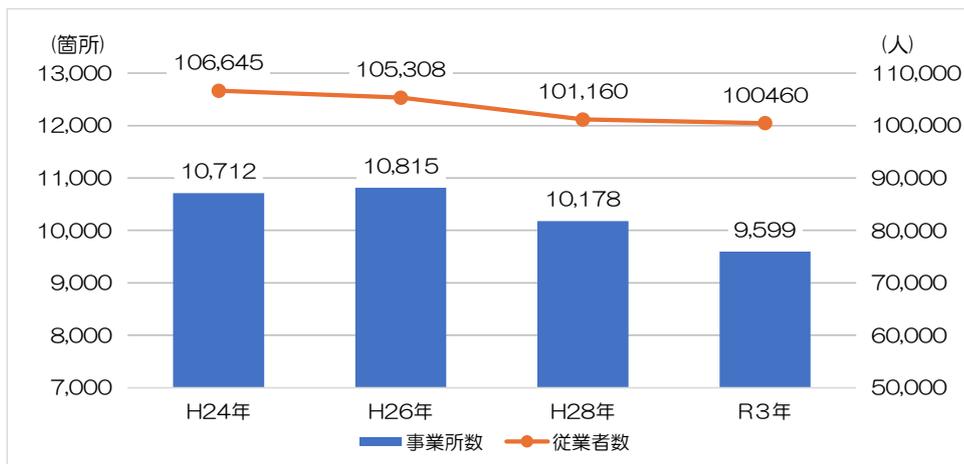
図 1-2-1 人口及び世帯数の推移

2. 産業

本市の令和3年の事業所数は9,599か所、従業者数は100,460人で、従業者数については減少傾向にあります。

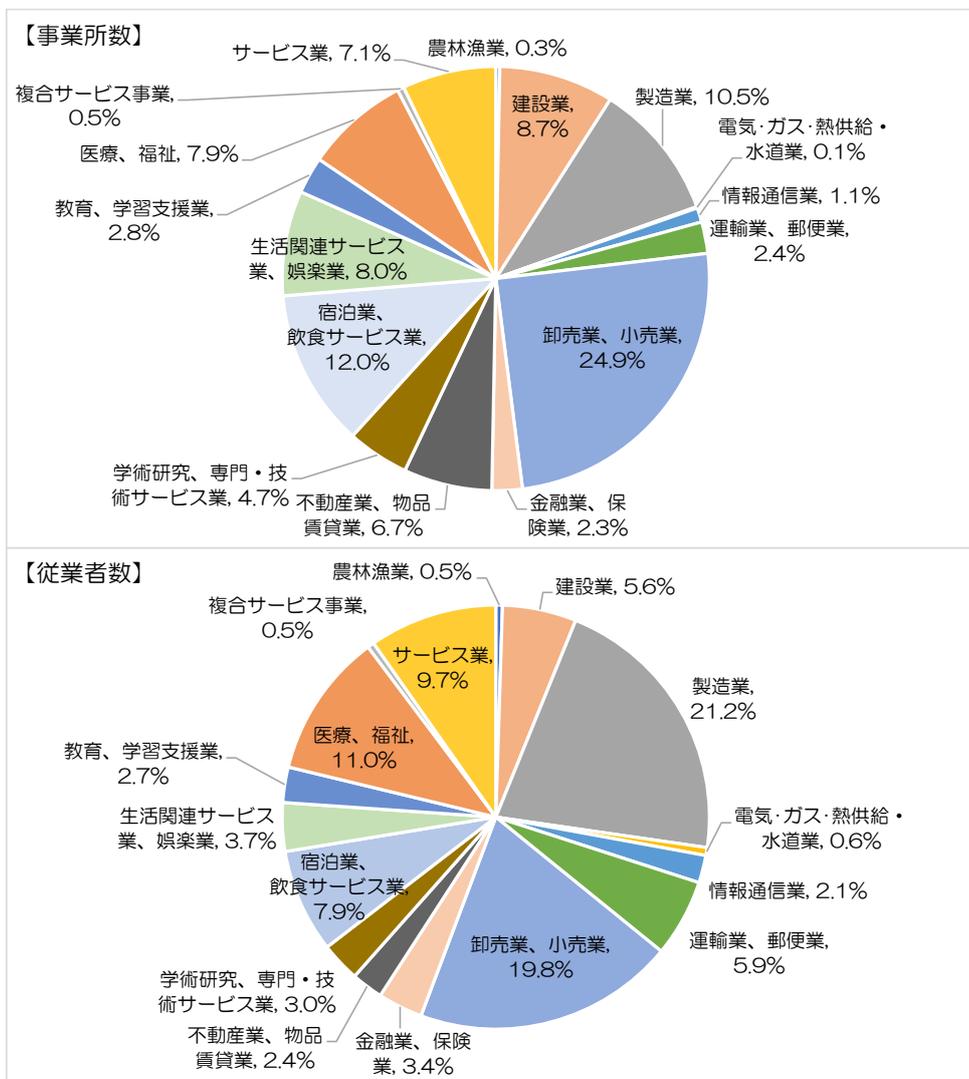
本市の事業所数は、卸売・小売業の割合が24.9%と最も高く、次いで宿泊業、飲食・サービス業が12.0%、製造業10.5%の順となっています。従業者数は、製造業が21.2%、卸売・小売業が19.8%、医療・福祉が11.0%の順となっています。

事業所の規模では、1～4名の小規模事業所が全事業所数の約6割を占めています。



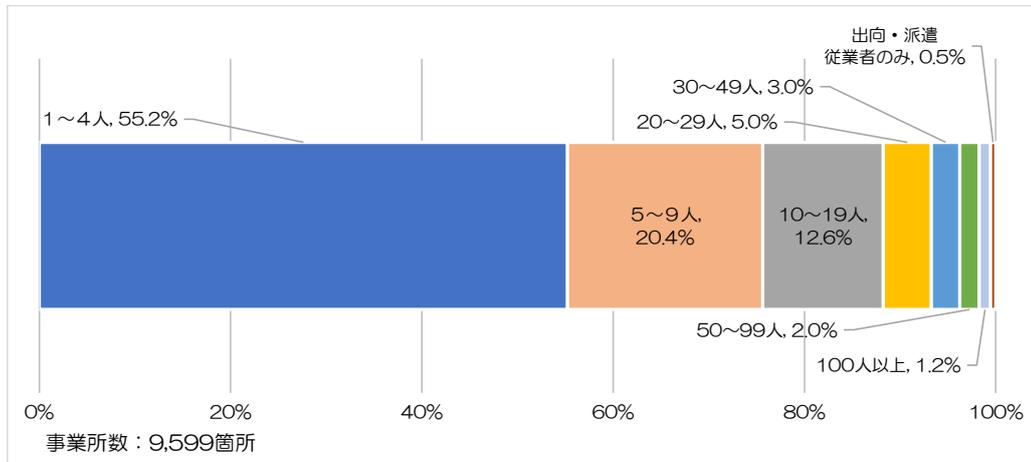
出典：「経済センサス活動調査」

図 1-2-2 事業所数及び従業者数の推移



出典：「経済センサス活動調査」

図 1-2-3 産業構造（令和3年）

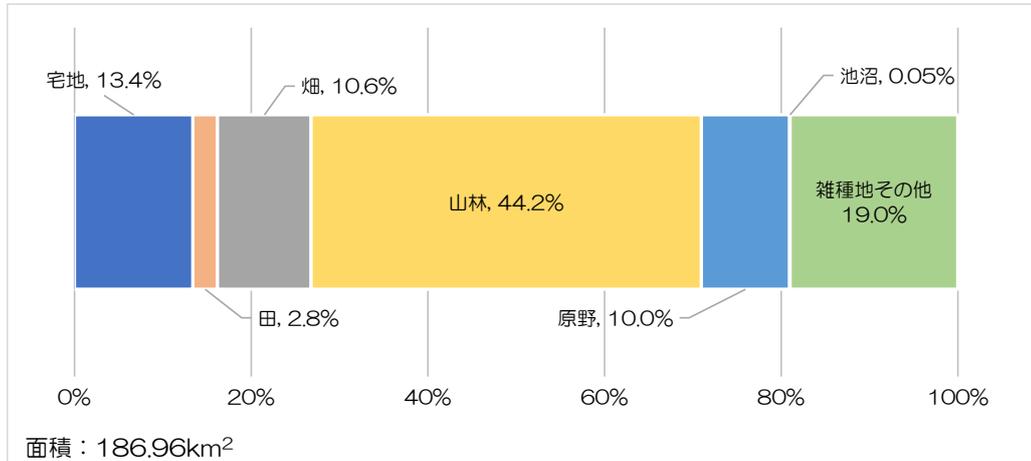


出典：「経済センサス活動調査」

図 1-2-4 従業員規模別事業所数の割合（令和 3 年）

3. 土地利用状況

令和 6 年 1 月 1 日現在、本市の土地利用の状況は、山林が 44.2%と全体に占める割合が高く、次いで宅地が 13.4%、畑が 10.6%の順となっています。



出典：「資産税課」（令和 6 年 1 月 1 日現在）

図 1-2-5 地目別面積（令和 6 年）

4. 将来計画

令和2年度に策定した「第5次沼津市総合計画※」では、まちづくりの柱8「環境と共生する持続可能なまち」の中で「8-2 資源循環型のまちづくり」及び「8-4 良質な水資源の確保と水質保全」を位置づけ、循環型社会の構築に向けたまちづくりを推進しています。以下に、関連する方針及び施策を抜粋して示します。

※本市の将来都市像とそれを実現するために必要なまちづくりの方針を示す計画です。

(1) 資源循環型のまちづくり

1) ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進

- 市民や事業者の意識向上を図り、ごみの発生抑制を進めます。
- 市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、再使用・再資源化への取組を推進します。
- 本市が抱える課題や国の施策の動向、新中間処理施設の整備等を踏まえ、環境負荷や市民への負担が少ないごみの分別・排出方法を検討します。
- 脱炭素社会を見据え、ごみをできる限り、再使用、再資源化するようリサイクルシステムの調査、研究を行います。

2) 安全で環境負荷の少ないごみ処理の推進

- 最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強くて安全な新中間処理施設の建設を行います。
- ごみより生じる資源や熱エネルギー等を効率良く回収・利活用することにより、地域資源の循環を図ります。
- 最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努めます。

(2) 良質な水資源の確保と水質保全

1) 地下水の適正利用と汚染防止

- 海域、河川、井戸における水質調査や必要に応じ事業場等への排水等に係る指導を行うことで、水質汚濁防止対策を推進します。

2) 排水の適正処理の推進

- 清潔で快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全を目的に、下水道計画区域においては、下水道の効率的な整備に努め、普及率の向上を図ります。また、下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

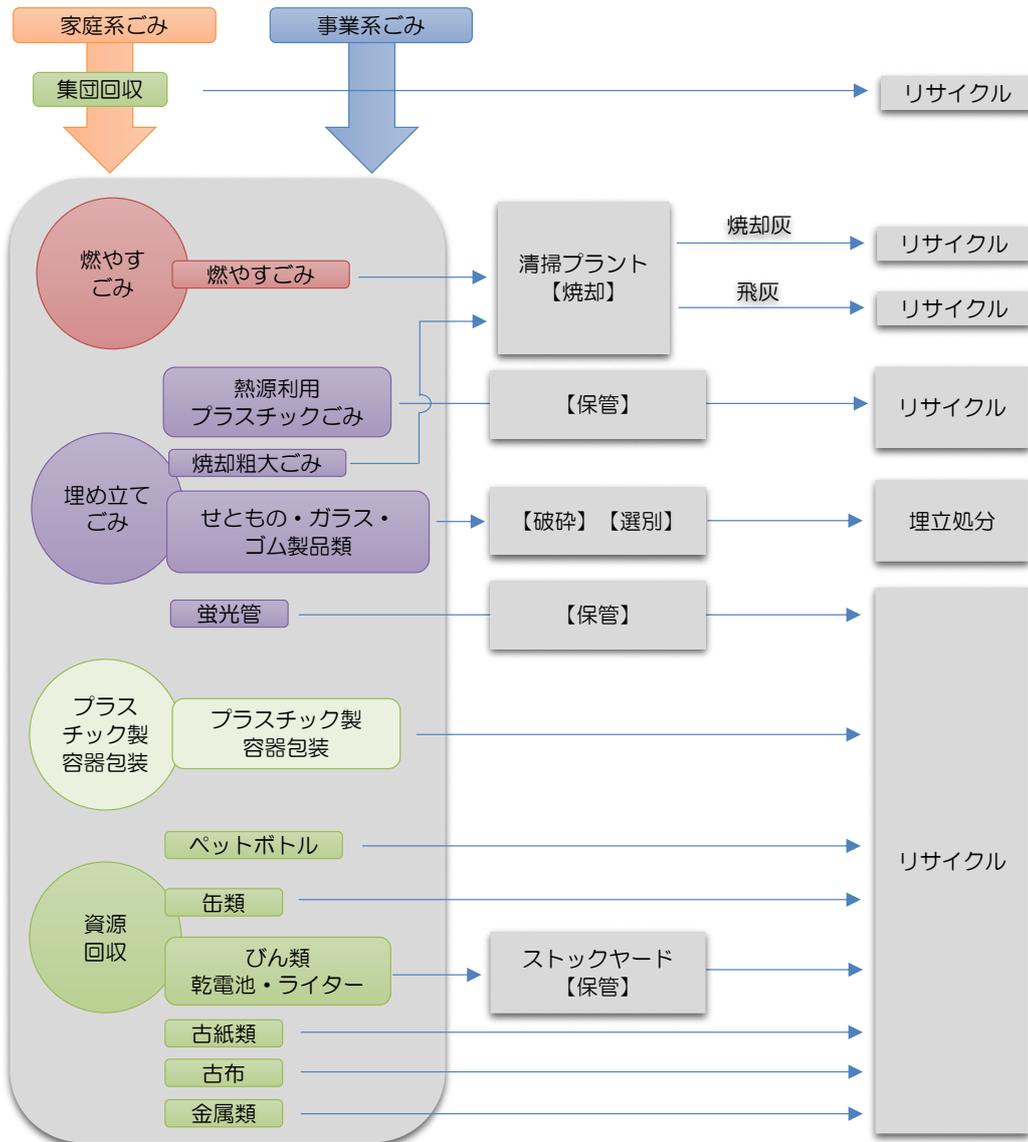
第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1. ごみ処理の流れ

本市の家庭及び事業者から排出されるごみの流れは以下のとおりです。各施設で適正に処理を行い、資源化可能なものはリサイクルし、資源化できないものは埋立処分しています。



注) 集団回収とは、本市が行う収集とは別に、地域の自治会等が資源物を回収し、直接リサイクルを行う事業者を集めた資源物を引き渡す制度です。

図 2-1-1 ごみ処理の流れ

2. ごみ処理体制

(1) ごみ分別区分

市内全域から排出される一般家庭のごみの分別区分は、燃やすごみ、埋め立てごみ、資源、プラスチック製容器包装の4区分としています。このうち、資源の区分における新たな回収品目として、令和6年度から充電式電池及びモバイルバッテリー等を追加しました。本市のごみの集積場所は住民の共同使用の場であることから、その管理は自治会などをお願いしています。

表 2-1-1 家庭系ごみの分別区分と集積場所の状況

(令和6年4月1日現在)

分別区分	品目	回数	集積場所
燃やすごみの日	料理くずなどの厨芥類、小枝 ちりがみ	週2回 (戸田地区は週3回)	3,552箇所
埋め 立て ごみ の日	せともの・ガラス・ ゴム製品類 (①類)	月1回	878箇所
	焼却粗大ごみ (②類)		
	熱源利用プラスチック ごみ (③類)		
	蛍光管		
プラスチック製容器包装の日	プラスチック製容器包装の カップ、パック、トレイ、袋	週1回	3,543箇所
資源 回収 の日	缶類	月1回	848箇所
	びん類		
	金属類		
	ペットボトル		
	古紙類		
	古布		
	乾電池・ライター		

(2) 収集・運搬

本市のごみは全市域で計画収集しています。

なお、事業系ごみは、平成7年度から少量排出事業者（月平均排出量 100kg 以下）を除き、自己処理、直接持込、または、許可業者収集に移行しました。少量排出事業者については地元自治会など、集積場所の管理者の承認を得て使用届を提出することで事業系指定袋により集積場所へ排出し、市の収集を受けることができます。

表 2-1-2 収集運搬の体制

区分		収集運搬主体	排出方法	
家庭系ごみ	燃やすごみの日	委託	燃やすごみを指定袋に入れて集積場所へ排出	
	埋め立てごみの日	せともの・ガラス・ゴム製品類	委託	埋め立てごみ【せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)】を指定袋に入れて集積場所へ排出
		焼却粗大ごみ	委託	集積場所へそのまま(大きなものは1m以内の大きさにして束ねて) 排出
		熱源利用プラスチックごみ	委託	埋め立てごみ【熱源利用プラスチックごみ(③類)】を指定袋に入れて集積場所へ排出
		蛍光管	委託	集積場所へそのまま排出
	プラスチック製容器包装の日	委託	プラスチック製容器包装を指定袋に入れて集積場所へ排出	
	資源回収の日	直営・委託	そのまま、または束ねて排出(缶類、ペットボトルは回収袋に入れる)	
事業系ごみ	燃やすごみ	許可	個別	
	埋め立てごみ	許可	個別	
	プラスチック製容器包装	許可	個別	
	資源	許可	個別	

3. 処理施設等の概要

(1) 沼津市清掃プラントの概要

沼津市清掃プラント(焼却施設)は、全連続燃焼式焼却炉で、1日300t(1炉当たり150t)の処理能力を持っています。

表 2-1-3 沼津市清掃プラントの概要

区分	内容
所在地	沼津市上香貫三ノ洞2417-1
敷地面積	19,990㎡(建築面積 3,108㎡ 延床面積 5,762㎡)
竣工年月	昭和51年10月竣工(操業開始:昭和51年11月)
建物	管理棟部分(鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階・一部5階)
	工場部分(鉄骨造)
処理方式	連続燃焼式機械炉
処理能力	150t/24h×2基
設備	粗大ごみ破碎処理設備 50t/5h・トラックスケール 20t
	ごみクレーン 3㎡(油圧式)・ピット容量 900t・炉内耐火レンガ 1,500℃
	煙突 80m
余熱利用	構内冷暖房他
設計・施工	工期:昭和49年12月~昭和51年10月・事業費:27億6,000万円
	施工業者:㈱クボタ
ダイオキシン類削減改修事業	工期:平成11年5月~平成14年3月・事業費:59億8,500万円 施工業者:㈱タクマ



写真 2-1-1 沼津市清掃プラント

また、令和3年に、資源ごみ中間処理場を廃止し、清掃プラント敷地内へ暫定的にカレット*のストックヤードと資源ごみ解体作業場を設置し、ごみの適正処理と資源化による焼却・埋め立て処分量の減量化を行っています。カレット類は、色別（無色・茶・その他）にストックヤードに保管し、複合素材構成物は、資源ごみ解体作業場において手作業による解体処理を行っています。

※「カレット」とは、使用済みのガラス製品を破砕して得られたガラス片のことで、主にガラスびん等のリサイクル原料として利用されます。

表 2-1-4 カレットのストックヤードと資源ごみ解体作業場の概要

区分	内容	
所在地	沼津市上香貫三ノ洞2417-1（清掃プラント内）	
竣工年月	令和3年9月	
カレット類	処理方式	カレット色別（無色・茶・その他）に、ストックヤードに保管
	設備	ストックヤード（168 m ² ）
複合素材構成物	処理方式	手作業による解体処理
	設備	資源ごみ解体作業場（49 m ² ）

(2) 沼津市最終処分場の概要

現在の沼津市最終処分場は、昭和 52 年に供用を開始しました。現在、処分場の確保は非常に厳しい状況にあり、現施設を効率的かつ有効的に活用するため、これまで埋め立てごみに分類されていたプラスチック類とペットボトルについて、平成 11 年度からプラスチック類は週 1 回プラスチックごみの日を設け、リサイクルを開始し、あわせてペットボトルについても資源回収を始めました。

また、平成 15 年度よりプラスチックごみは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装と、それ以外のプラスチックに分けリサイクルしています。

さらに、平成 17 年度中途より埋め立てごみ再処理事業を開始し、埋め立てごみを破碎・選別して資源や燃やすごみを抽出し、適正に処理することで埋立量の削減を図ってきました。その後、リサイクルの一層の推進と最終処分量の削減を目的として、焼却灰（主灰^{※1}・飛灰^{※2}）及び埋め立てごみについて外部委託処理を行っています。

※1「主灰」とは、ごみを焼却した際に焼却炉の底部に残る焼却灰のことで、焼却残さの大部分を占めます。

※2「飛灰」とは、ごみの焼却過程で発生し、排ガスとともに炉外へ飛散した微細な灰を集じん装置で回収したものです。重金属等を含む場合があるため、適正な処理が必要となります。

表 2-1-5 沼津市最終処分場の概要

区分		内容
所在地		沼津市植田字前通281-11
敷地面積		27,400m ²
埋立面積		15,200m ²
埋立容量		39,719m ³
前処理施設	竣工年月	昭和61年3月（操業開始：昭和61年4月）
	建築面積	419.2m ² （延床面積523.2m ² ）
	建物	鉄筋コンクリート造 2階建
	設備	トラックスケール20t
	設計・施工	工期：昭和60年10月～昭和61年3月 総工費：3億7,738万円 施工業者：(株)栗本鉄工所
浸出液処理施設	竣工年月	平成15年3月（操業開始：平成15年4月）【増改築】
	建築面積	154m ² 増築後407.3m ²
	処理方式	生物処理（接触酸化+凝集沈殿+高度処理） 120m ³ /日（最大600m ³ /日） BOD 25mg/L以下ほか
	設計・施工	工期：平成14年3月～平成15年3月 総工費：5億5,230万円 施工業者：住友重機械工業(株)

注 1) 生物処理は、微生物の働きを利用して汚れを分解・除去する水処理方式のことです。排水中の有機物や窒素成分などを低減する方法として広く用いられています。

注 2) BOD は、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量を示す指標で、水質汚濁の程度を表します。数値が小さいほど水質が良好であることを示します

表 2-1-6 沼津市最終処分場への埋立量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
埋立量 (t)	128	162	55	54	53
埋め立てごみ①類	69	90	33	33	27
覆土	59	72	22	21	26

第2節 ごみ処理の現状

1. ごみの排出量の実績

本市の家庭系ごみ、事業系ごみは、ともに減少傾向にあり、総排出量としても減少傾向で推移しています。また、各区分においても減少傾向にあります。

表 2-1-7 年間排出量

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(3月末)	人	192,644	190,417	188,613	186,676	184,563
総排出量	t/年	59,748	57,947	57,032	54,960	52,016
家庭系ごみ	t/年	39,332	37,695	36,650	34,866	32,355
燃やすごみ	t/年	30,347	29,173	28,778	27,372	26,018
埋め立てごみ	t/年	913	824	742	700	517
プラスチックごみ	t/年	4,344	4,167	3,920	3,486	2,921
資源	t/年	3,728	3,531	3,210	3,308	2,899
事業系ごみ	t/年	19,177	18,991	19,272	19,079	18,726
燃やすごみ	t/年	18,736	18,558	18,885	18,715	18,375
埋め立てごみ	t/年	252	236	214	210	201
プラスチックごみ	t/年	150	155	140	133	130
資源	t/年	39	42	33	21	20
集団回収	t/年	1,239	1,261	1,110	1,015	935

注) 四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。(以下同様)

表 2-1-8 1人1日当たりの排出量

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人1日当たりの排出量	g/人・日	850	834	828	804	772
家庭系ごみ	g/人・日	559	542	532	510	480
燃やすごみ	g/人・日	432	420	418	401	386
埋め立てごみ	g/人・日	13	12	11	10	8
プラスチックごみ	g/人・日	62	60	57	51	43
資源	g/人・日	53	51	47	48	43
事業系ごみ	g/人・日	273	273	280	279	278
燃やすごみ	g/人・日	266	267	274	274	273
埋め立てごみ	g/人・日	4	3	3	3	3
プラスチックごみ	g/人・日	2	2	2	2	2
資源	g/人・日	1	1	0	0	0
集団回収	g/人・日	18	18	16	15	14

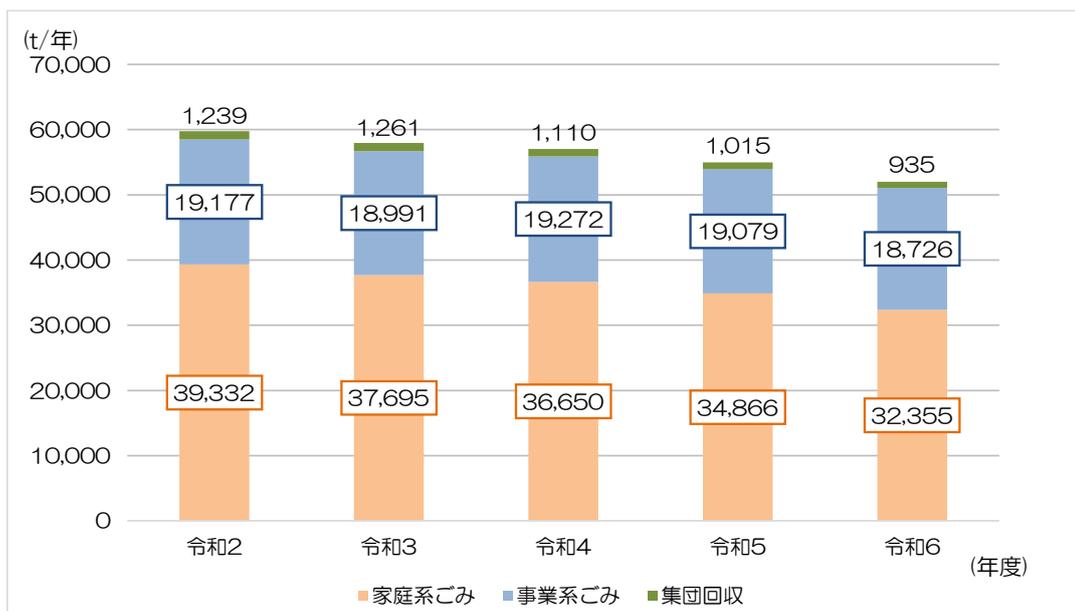


図 2-1-2 排出源別排出量

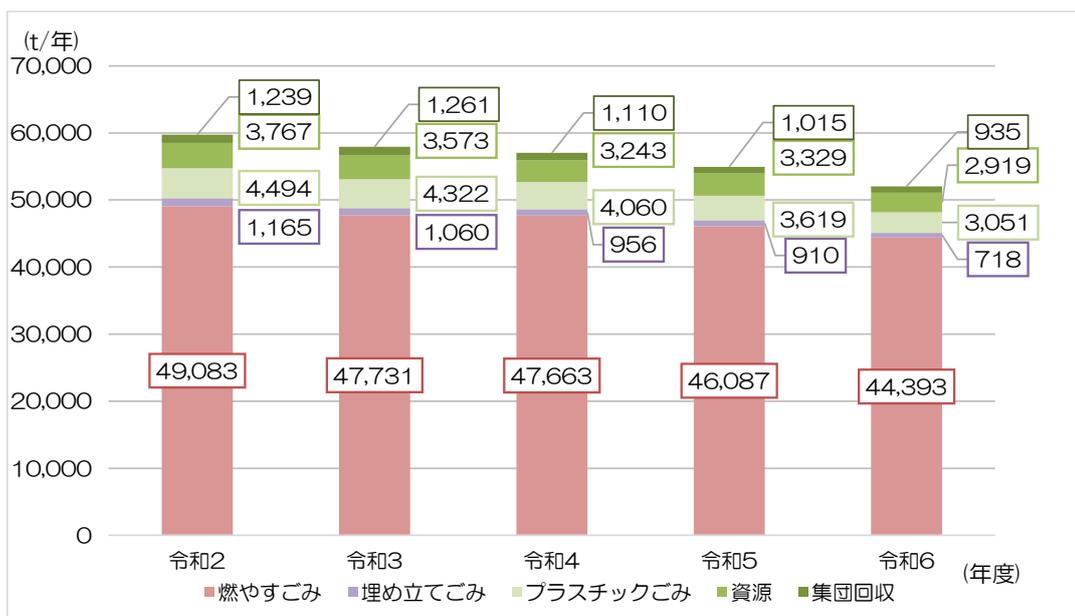


図 2-1-3 種類別排出量

2. ごみの再生利用の実績

(1) 資源化の流れと売却実績

本市のごみ資源化事業は昭和50年度に「沼津方式」による分別収集に始まり現在に至っています。品目別に収集された資源のうち、古紙・古布等は牛乳パックを除き、集積場所から直接再生原料業者に売却しています。缶類、複合素材構成物などについても従来は資源ごみ中間処理場で処理していましたが、令和3年9月以降は集積場所から直接再生原料業者へ売却する方法に変更しています。

なお、資源の売却金等*のうち、缶類、ペットボトル、解体金属、飲料用紙パック等は市の歳入とし、鉄くず類、リターナブルびん、古紙、古布は、資源化物回収活動奨励金（還元分）として、自治会へ排出量に応じて交付しています。

本市の資源化の実績は以下に示すとおりです。

*ペットボトルについては、独自ルートによる売却分のほか、容器包装リサイクル協会ルートによる入札拠出金を含みます。

表 2-1-9 資源化の実績

①自治会還元の資源

年度	鉄原料(千円)		リターナブルびん		古紙・古布	
	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)
令和2年度	445	3,595	50	179	1,497	6,301
令和3年度	395	9,460	46	166	1,474	19,336
令和4年度	322	9,826	43	157	1,239	29,598
令和5年度	310	9,249	41	146	1,235	32,853
令和6年度	293	7,415	36	131	1,109	36,379

②自治会還元以外の資源

年度	缶類		鉄原料		非鉄金属原料他		飲料用紙パック		ペットボトル	
	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)
令和2年度	320	19,779	91	830	65	2,237	9	108	259	7,678
令和3年度	342	18,733	81	2,012	47	3,123	0	0	271	11,117
令和4年度	338	20,412	54	1,637	25	2,325	0	0	255	25,468
令和5年度	318	17,592	46	1,369	26	2,446	0	0	253	16,342
令和6年度	286	16,333	40	1,027	21	2,471	0	0	255	23,456

①+②

年度	計(自治会還元)		計(自治会還元以外)		合計	
	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)
令和2年度	1,992	10,075	744	30,632	2,736	40,707
令和3年度	1,915	28,962	741	34,985	2,656	63,947
令和4年度	1,604	39,581	672	49,842	2,276	89,423
令和5年度	1,586	42,248	643	37,749	2,229	79,997
令和6年度	1,438	43,925	602	43,287	2,040	87,212

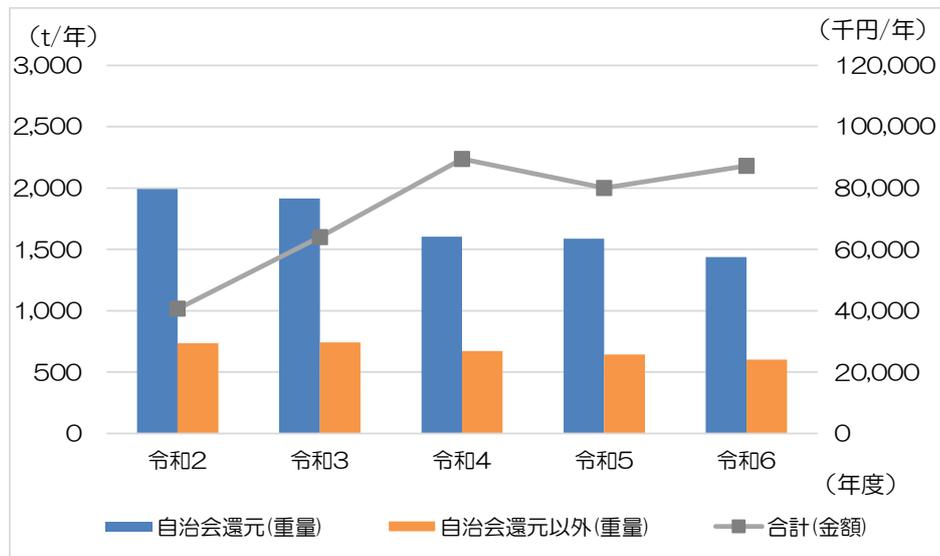


図 2-1-4 資源収集の実績

(2) 充電式電池等及び蛍光管の処理と資源化

充電式電池等に含まれる有害な稀少金属等（水銀、マンガン、ニッケル、カドミウム、亜鉛など）の資源化を図るため、全市域を対象に資源回収の日に収集しています。収集した充電式電池等は、外部の事業者処理を委託し、鉄原料等にリサイクルしています。

水銀を含む蛍光管は、平成 11 年度から埋め立てごみの日に収集し、（公社）全国都市清掃会議指定の業者に処理を委託し、蛍光灯や建材等にリサイクルしています。

また、充電式電池等の混入によるごみ処理施設、収集車両での火災事故を未然に防止するため、令和 6 年度から小型充電式電池の回収を開始しています。

表 2-1-10 充電式電池等及び蛍光管処理の実績

(単位：kg)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蛍光管	15,220	13,470	11,570	12,584	10,162
乾電池	56,790	45,510	58,450	58,650	47,700
充電式電池	—	—	—	—	1,926

注) 令和 6 年度から小型充電式電池の回収を開始。表には実績値のあるリチウム電池及びニッケル電池の実績を掲載（令和 6 年度実績にニカド電池は含まれていません）。

(3) 剪定枝の回収とリサイクル

平成 19 年度から市内モデル地区を対象に剪定枝リサイクル事業を開始し、平成 20 年度からは、市内の自治会等の要望により、それまで焼却処分していた剪定枝のチップ化を行い、堆肥や草止め材としての利用を促進し、焼却に頼らない処理と資源化率向上を目指しています。

表 2-1-11 剪定枝リサイクルの実績

(単位：m³)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
剪定枝処理量	419	548	364	428	350

(4) 廃食油の回収とリサイクル

燃やすごみとして処理している、廃食油（使用済み天ぷら油）を資源として回収、リサイクル（インク原料等）し、焼却に頼らない処理と資源化率向上を目指しています。

表 2-1-12 廃食油回収の実績

(単位：L)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
廃食油回収量	6,800	5,005	4,825	4,655	4,210

(5) 使用済み小型家電の拠点回収と再資源化

携帯電話・ノートパソコン・デジタルカメラなどの使用済み小型家電には、レアメタルなどの貴重な資源が含まれています。本市では、それらを再資源化することを目的に、10 品目を対象として地区センター等に専用の回収ボックスを設置し、拠点回収を開始しました。平成 25 年度は環境省の小型家電リサイクルシステム構築実証事業として、環境省と連携して実施し、平成 26 年度からは単独で行っています。また、平成 29 年度から平成 30 年度までは、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、回収を行いました。

令和 6 年 4 月 1 日からは、スマートフォンとタブレット端末を追加し、12 品目とその附属品を回収しています。令和 6 年度末現在の回収拠点は 20 か所となっています。

表 2-1-13 使用済み小型家電の拠点回収の実績

(単位：kg)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
携帯電話	231	232	198	340	296
ノートパソコン	2,058	1,932	1,883	2,150	1,738
デジタルカメラ	82	89	80	76	19
その他回収対象品目	1,198	1,005	1,437	1,294	460
合計	3,569	3,258	3,598	3,860	2,513

(6) 使用済みインクカートリッジの拠点回収と再資源化

使用済みインクカートリッジの再資源化や市民サービスの向上を目的として、令和4年6月から試運転を開始しました。同年10月から本格的に回収事業を開始し、令和6年度末現在の回収拠点は20か所となっています。

表 2-1-14 使用済みインクカートリッジの拠点回収の実績

(単位：kg)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用済インクカートリッジ	151.5	190.3	207.3

(7) リユースの推進（「おいくら」の活用）

令和7年1月に、民間企業と連携協定を締結し、不要品を売りたい市民と買取を希望する事業者をマッチングするリユースプラットフォーム「おいくら」を開始しました。この取組により、不要品をごみとして捨てる前にリユースという選択肢があることを市民に周知し、リユースの推進を図っています。

また、同年8月1日から「メルカリ Shops」を活用したリユース推進に取り組んでいます。

表 2-1-15 「おいくら」によるリユースの実績

年度	依頼数	依頼商品数
令和6年度	94	246

注) ホームページ経由のWEB依頼のみ（電話依頼は集計対象外）

(8) 廃家電製品の処理とリサイクル

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象物外となる廃家電製品については、埋め立てごみの日に定時収集するほか、自己搬入による回収も行っています。

収集した廃家電製品は、従来は破碎処理し、外部専門業者が金属類を回収するなどリサイクル処理を行っていましたが、破碎機への負担軽減を図るため、令和3年8月から一部について未破碎のままリサイクル処理を行っています。

表 2-1-16 廃家電製品処理の実績

(単位：kg)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
廃家電製品処理量	203,289	209,688	183,704	178,488	175,371

(9) 焼却灰の処理と資源化

ごみの焼却によって発生する焼却灰等については、最終処分場に埋め立て処分としていましたが、リサイクル推進のため、また最終処分場の残余容量が逼迫していることから、平成 15 年度から外部の事業者処理を委託し、路盤材等にリサイクルしています。

清掃プラントで発生する焼却灰は、民間事業者へ委託して処理しています。平成 27 年度からは、従来埋立処分していた飛灰についても委託処理を開始し、資源化を進めてきました。さらに令和 2 年度からは、落じん灰※に含まれる金属類の回収も実施しています。

一方、伊豆市沼津市衛生施設組合が管理し、戸田地区の燃やすごみを処理していた土肥戸田衛生センターでも、焼却灰と飛灰を混合した「混合灰」を同様に民間事業者へ委託していましたが、令和 4 年 12 月末をもって稼働を停止しました。

※「落じん灰」とは、焼却炉内や排ガス処理設備内で重力により沈降・回収される灰のことです。

表 2-1-17 焼却灰等の処理の実績

(単位：t)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清掃プラント	5,836	5,548	5,498	5,448	5,277
焼却灰	4,445	4,206	4,227	4,100	4,059
飛灰	1,355	1,278	1,197	1,284	1,157
落じん灰	36	64	74	64	61
土肥戸田衛生センター(混合灰)	128	134	129	403	—

注) 令和 4 年度には土肥戸田衛生センターの稼働を停止しましたが、設備内に残る灰を処分したため、令和 5 年度にも灰の処分量が計上されています。

3. 中間処理の実績

(1) 焼却処理量

収集した燃やすごみは、直接持込分、清水町分及びし尿処理施設からのし渣※、埋め立てごみ①類の減容化を目的に実施している再処理事業による破碎・選別後の燃やすごみを合わせて清掃プラントに搬入し、24時間連続運転により焼却しています。戸田地区分の燃やすごみについては、これまで土肥戸田衛生センターで焼却していましたが、令和4年12月末に同センターが稼働停止となったため、令和4年12月以降は清掃プラントで焼却処理しています。

焼却処理施設搬入量は減少傾向にあり、令和6年度は50,850tとなっています。

※「し渣」とは、し尿処理施設において、し尿や浄化槽汚泥を処理した後に残る固形物のことです。

表 2-1-18 焼却処理施設搬入量

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
沼津市搬入量	t	49,065	47,709	47,728	46,472	44,786
直営収集	t	1,891	1,863	1,858	1,776	695
委託収集	t	28,456	27,310	26,920	25,596	25,322
許可収集	t	16,844	16,730	16,956	17,158	16,974
自己搬入	t	1,630	1,592	1,794	1,728	1,602
衛生し渣	t	69	65	51	52	41
処分場再処理搬入量	t	176	150	149	161	150
他市町搬入量	t	6,836	6,882	6,316	6,125	6,063
合計	t	55,901	54,591	54,044	52,597	50,850
1日平均	t/日	178	175	173	171	164

注) 他市町搬入量は、伊豆の国市・清水町を含みます。また、令和3年度については、伊豆市を含みます。

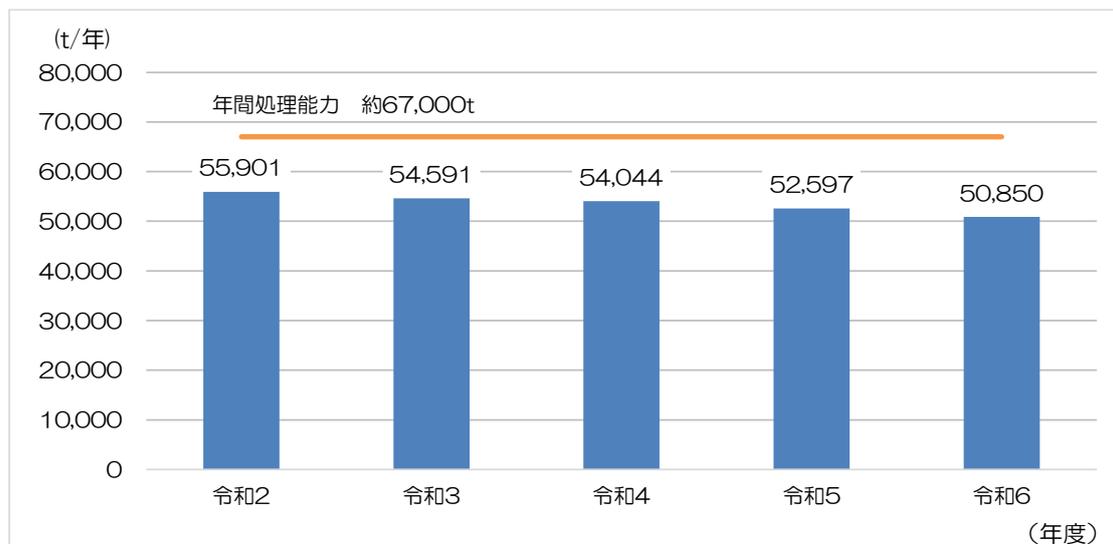


図 2-1-5 焼却処理施設搬入量

(2) プラスチック及びペットボトルの搬入量

プラスチック製容器包装の搬入量は減少傾向にあり、令和6年度は1,829tとなっています。ペットボトルの搬入量は令和2年度以降変動しており、令和6年度は309tとなっています。

令和5年1月までは、収集したプラスチック製容器包装を中継・中間処理施設で選別・圧縮処理し、その後、容器包装リサイクル協会へリサイクル処理を委託していました。しかし、同施設の閉鎖に伴い、令和5年2月以降は選別・圧縮処理業務を中間処理業者へ委託しています。

また、ペットボトルについても令和5年3月までは同施設で選別・圧縮処理を行い、容器包装リサイクル協会やリサイクル業者にリサイクル処理を委託していましたが、令和5年4月以降はプラスチック製容器包装と同様に、中間処理業者へ選別・圧縮処理業務を委託しています。

表 2-1-19 プラスチック製容器包装及びペットボトルの搬入量

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
プラスチック製容器包装	2,415	2,392	2,315	1,931	1,829
ペットボトル	281	285	274	320	309

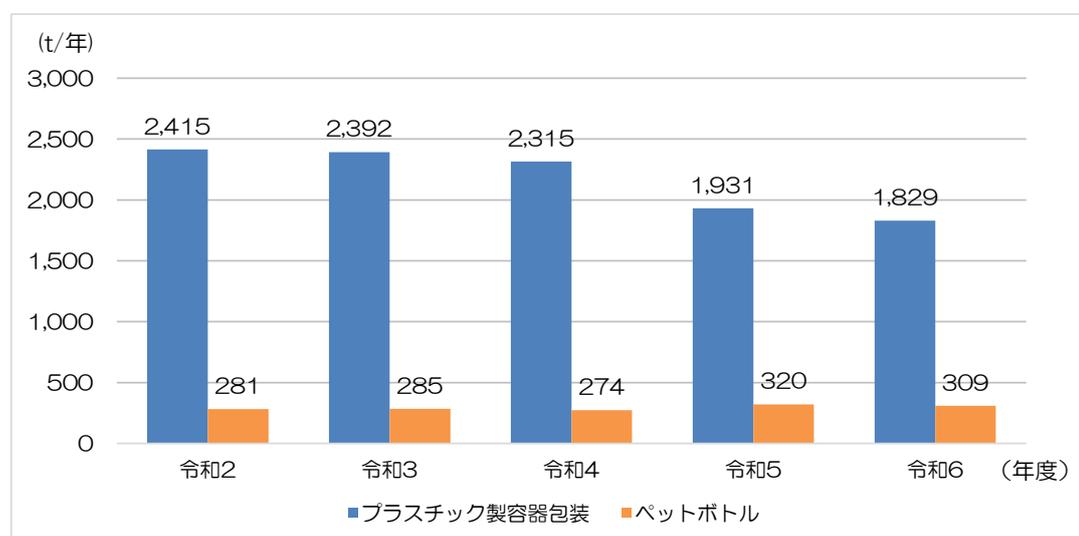


図 2-1-6 プラスチック製容器包装及びペットボトルの搬入量

4. 最終処分の実績

最終処分場の延命化を図るため、「埋め立てごみ①類」の減容化を目的とした再処理事業を実施しています。破碎・選別後の再資源化が困難なもののみを埋立てることとし、その埋立処分については、令和2年度からはすべて外部に委託しています。

令和6年度の実績は、直接埋立が27t、覆土が26tで、総埋立量は53tとなっています。令和4年度以降は直接埋立量が減少したことに伴い、覆土量も減少しています。

表 2-1-20 埋め立てごみ処分量

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再処理施設搬入量	t	1,075	973	923	881	693
外部委託	t	697	653	607	571	559
除去	t	378	320	315	310	134
処分場埋立量(①)	t	0	0	0	0	0
直接埋立量(②)	t	69	90	33	33	27
埋め立てごみ	t	69	90	33	33	27
罹災埋立	t	0	0	0	0	0
覆土量(③)	t	59	72	22	21	26
総埋立量(④=①+②+③)	t	128	162	55	54	53
処理日数(⑤)	日	240	240	240	240	240
日平均(④/⑤)	t/日	0.5	0.7	0.2	0.2	0.2

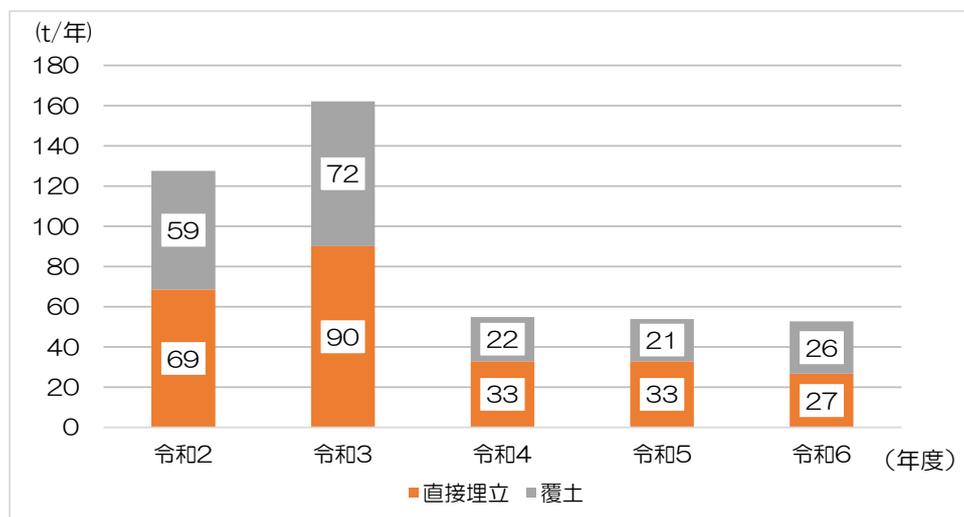


図 2-1-7 埋め立てごみ処分量

表 2-1-21 埋め立てごみ搬入内訳

(単位：t)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入	1,075	973	923	881	693
自己搬入	99	93	85	86	88
許可搬入	112	114	100	97	87
直営収集	832	731	679	643	469
戸田分搬入	21	19	21	14	14
中間処理場残渣	12	17	37	41	35
衛生プラント沈砂	6	7	5	5	6
処分場水処理汚泥	14	18	13	16	16
環境美化埋立	47	66	14	11	5
合計	1,143	1,065	955	914	720

5. ごみの性状

(1) 燃やすごみの組成

令和6年度の燃やすごみの組成は、紙・布類が46.9%、厨芥類が19.8%を占めています。令和2年度と比較すると、紙・布類が2.9ポイント減少し、厨芥類が3.6ポイント増加しています。

表 2-1-22 燃やすごみの組成

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見掛け比重	t/m ³	0.24	0.24	0.23	0.23	0.23	
低位発熱量	kcal/kg	1,665	1,489	1,602	1,416	1,418	
三成分	水分	%	52.3	55.4	53.2	56.8	56.9
	灰分	%	3.7	4.2	4.2	4.2	4.0
	可燃分	%	44.0	40.5	42.7	39.0	39.1
乾ベース組成	紙・布類	%	49.8	48.8	50.0	49.1	46.9
	合成樹脂類	%	19.4	14.7	17.7	12.8	14.3
	木竹類	%	7.5	13.2	10.4	13.0	10.5
	厨芥類	%	16.2	14.5	14.8	17.9	19.8
	不燃物類	%	1.2	1.7	1.7	1.3	1.5
	その他	%	6.0	7.1	5.3	5.9	6.9

注 1) 四捨五入しているため、100.0%にならないことがあります。

注 2) 低位発熱量は、ごみを燃焼させた際に得られる有効な熱量を示す指標で、水分の蒸発に要する熱量を差し引いた値です。焼却施設の運転管理やエネルギー回収の検討に用いられます。

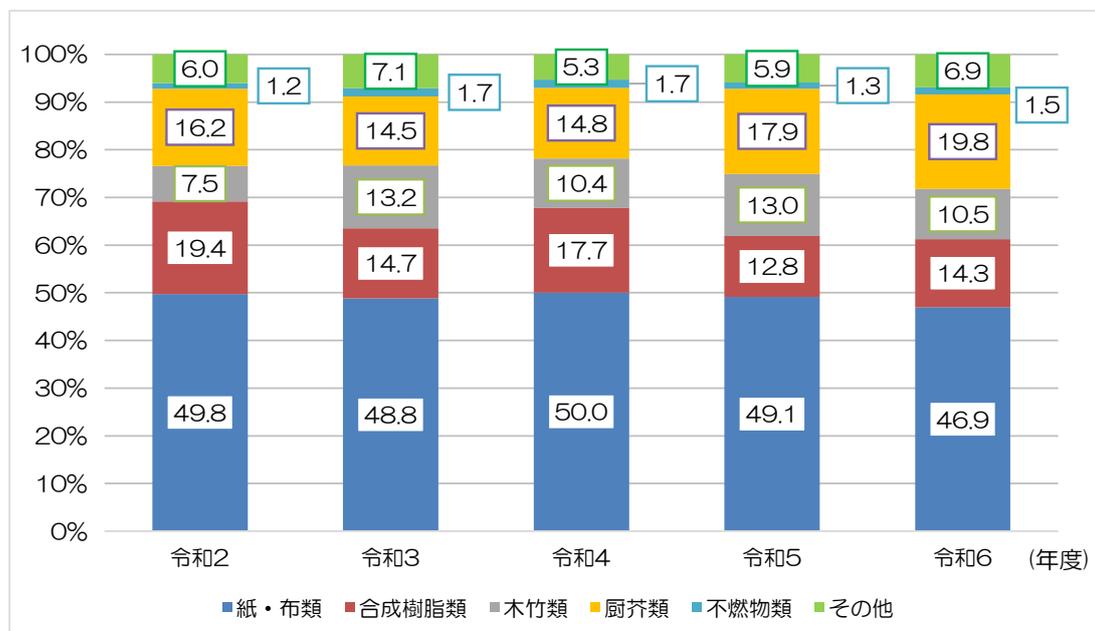


図 2-1-8 燃やすごみの組成

(2) 埋め立てごみの組成

令和6年度に収集した埋立ごみの組成は、プラスチック類が重量比で4.3%、容積比で34.5%を占めています。令和2年度と比較すると、重量比で2.4ポイント減少、容積比で16.5ポイント増加しています。

また、重量比、容積比ともに埋立ごみの最も大きな割合を占めるガラス・陶磁器類は重量比で1.0ポイント増加、容積比で7.5ポイント減少しています。

表 2-1-23 埋め立てごみの組成

項目		令和2年度		令和6年度	
		重量比 (%)	容積比 (%)	重量比 (%)	容積比 (%)
プラスチック類	非塩化ビニール系	6.2	14.0	2.3	25.9
	塩化ビニルメラミン樹脂系	0.3	2.0	2.0	6.9
	スチロール製品	0.2	2.0	0.0	1.7
	小計	6.7	18.0	4.3	34.5
繊維類	布団・絨毯等	0.5	2.0	0.0	0.0
	古着・古布等	0.2	2.0	0.0	0.0
	小計	0.7	4.0	0.0	0.0
古紙		2.5	14.0	0.7	5.2
樹木・家具・竹類		1.1	2.0	0.2	1.7
金属類		0.7	4.0	1.6	5.2
ガラス・陶磁器類		78.3	42.0	79.3	34.5
土砂・灰類		0.3	2.0	0.1	1.7
皮革・ゴム製品		1.7	4.0	1.1	5.2
処理困難物(複合製品)		6.2	4.0	6.7	3.4
処理困難物(危険物)		0.1	2.0	0.2	1.7
その他		1.7	4.0	5.8	6.9
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 四捨五入しているため、100.0%にならないことがあります。

注2) 非塩化ビニール系：ポリエチレンやポリプロピレンなど、塩素を含まないプラスチック製品
 塩化ビニル・メラミン樹脂系：塩化ビニル樹脂(PVC)やメラミン樹脂を主成分とするプラスチック製品
 スチロール製品：ポリスチレンを原料とした発泡スチロール等の製品
 これらは材質や性質が異なるため、再資源化の可否が異なります。

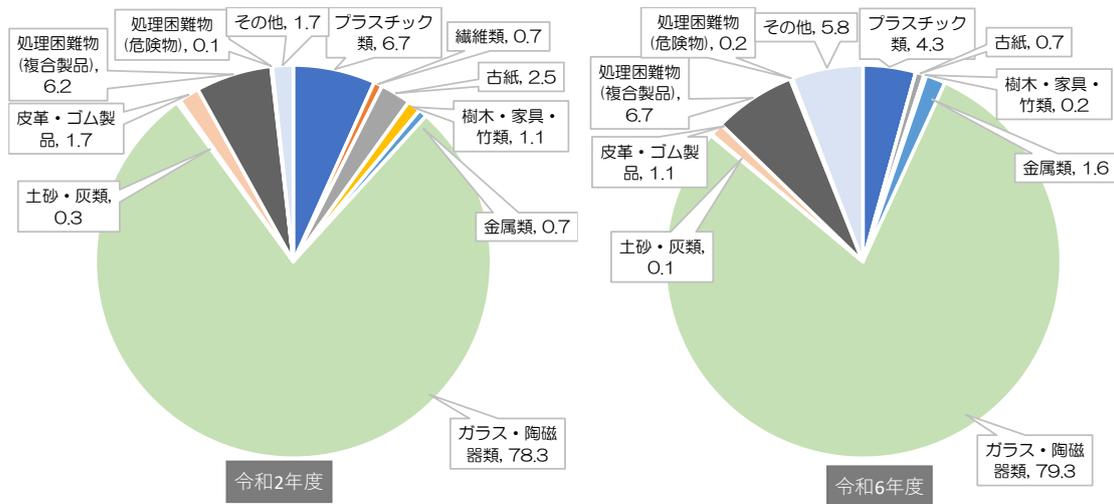


図 2-1-9 埋め立てごみの組成【重量比 (%)】

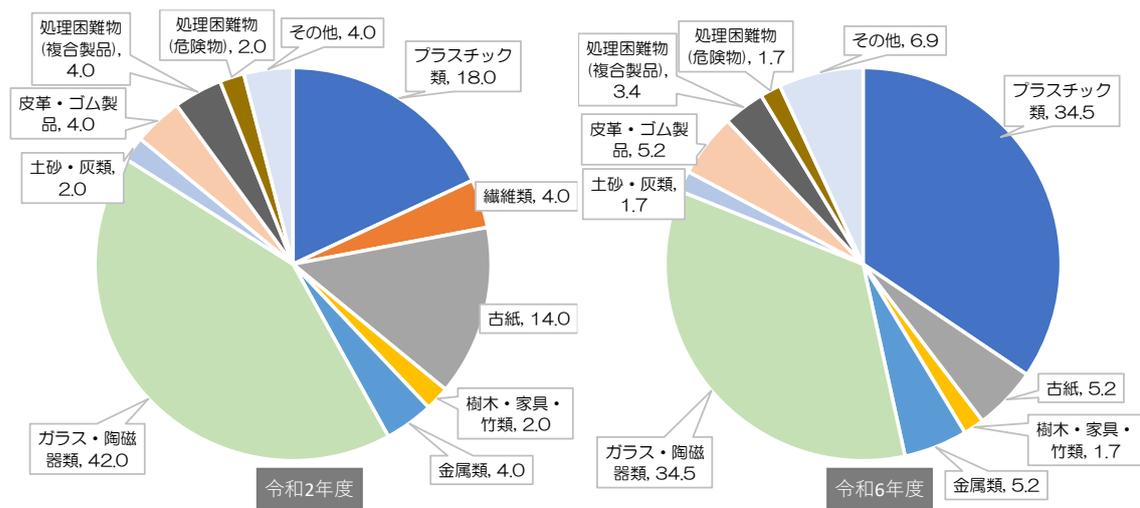


図 2-1-10 埋め立てごみの組成【容積比 (%)】

6. ごみ処理に係る処理経費

ごみ処理経費は増加傾向にあり、令和6年度のごみ処理経費は令和2年度より約13%増の約28億6千万円となっています。一般会計に占めるごみ処理経費は、令和6年度が3.1%で、令和2年度の2.6%と比較して0.5ポイント増加しています。

1人あたりのごみ処理経費は、令和6年度が15,478円/人で、令和2年度の13,181円/人と比較して2,297円増加しています。

表 2-1-24 ごみ処理経費

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計(①)	千円	97,191,083	85,754,722	91,218,036	90,280,421	92,736,569
ごみ処理経費(②)	千円	2,539,296	2,557,553	2,662,297	2,759,819	2,856,583
清掃総務費	千円	110,513	114,740	121,795	130,848	143,917
ごみ収集費	千円	707,246	799,743	789,239	793,540	891,730
ごみ焼却場費	千円	771,309	757,463	796,481	797,409	810,325
埋立場費	千円	212,420	204,721	198,976	195,597	195,521
し尿処理場費	千円	272,518	235,178	310,558	327,291	326,196
ごみ対策推進費	千円	465,290	445,708	445,248	515,134	488,894
ごみ処理量(③)	t	65,422	63,680	62,240	60,127	57,191
人口(④)	人	192,644	190,417	188,613	186,676	184,563
世帯数(⑤)	世帯	92,835	92,851	93,387	93,608	93,959
一般会計に占める割合②/①	%	2.6	3.0	2.9	3.1	3.1
1tあたりのごみ処理経費②/③	円/t	38,814	40,163	42,775	45,900	49,948
1人あたりのごみ処理経費②/④	円/人	13,181	13,431	14,115	14,784	15,478
1世帯あたりのごみ処理経費②/⑤	円/世帯	27,353	27,545	28,508	29,483	30,402

注) ごみ収集費は、令和3年度からびん類、令和6年度から埋め立てごみについて、収集業務委託を行いました。

ごみ処理量は、沼津市4分別収集のほか、衛生プラントのし渣・沈砂、伊豆の国市及び清水町搬入分が含まれます。また、令和3年度については、伊豆市を含みます。

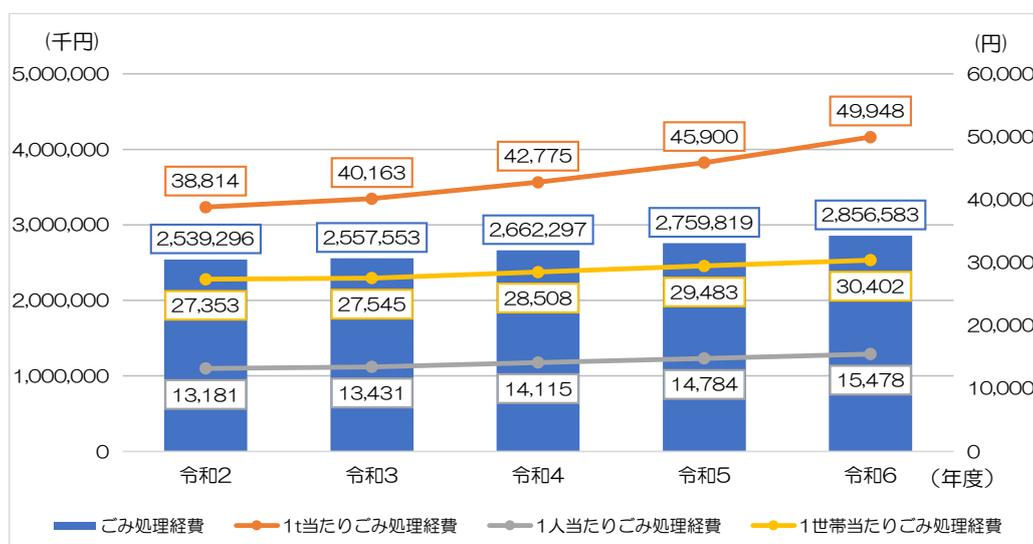


図 2-1-11 ごみ処理経費

また、新中間処理施設の整備事業を進めており、その事業費は令和6年度で約8億7千万円となっています。

表 2-1-25 新中間処理施設の整備事業費

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新中間処理施設の整備事業費	千円	20,799	96,320	94,884	194,206	870,326

7. 全国及び静岡県との比較

本市の1人1日当たり排出量は、総排出量、生活系ごみ（集団回収が含まれます）では、全国及び静岡県内と比較して低い一方で、事業系ごみは高い値となっています。

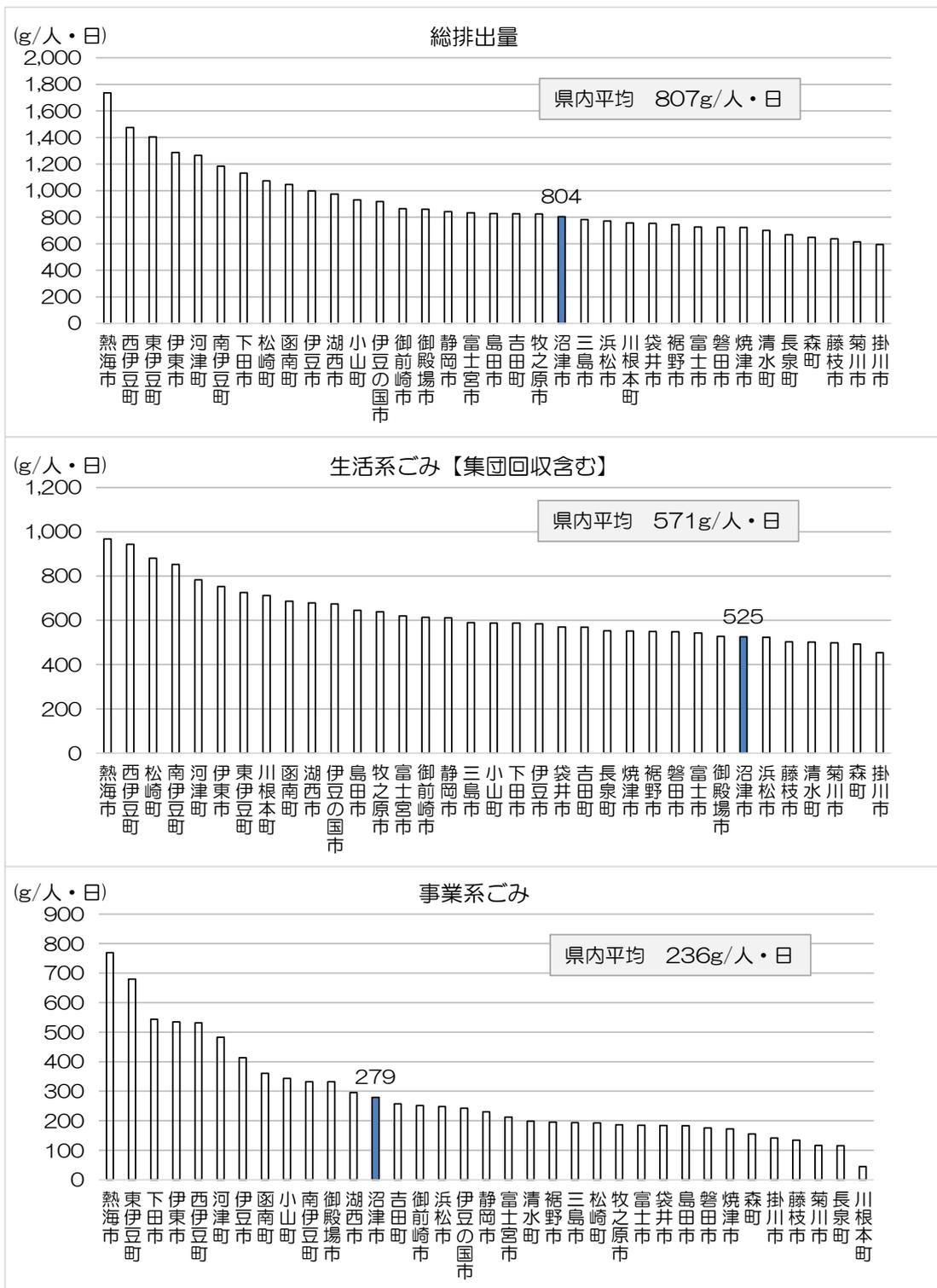
また、リサイクル率は焼却灰を資源化しているため、全国及び静岡県内と比較して、高い値となっています。

表 2-1-26 全国及び静岡県との比較（環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果）

項目	単位	全国 (令和5年度)	静岡県 (令和5年度)	沼津市 (令和5年度)
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	851	807	804
1人1日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	592	571	525
1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人・日	259	236	279
リサイクル率	%	19.5	17.9	22.6

注 1) 生活系ごみの1人1日当たり排出量には、集団回収が含まれています。

注 2) 家庭から排出されるごみを、本市では家庭系ごみ（集団回収は含まれません）、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査では生活系ごみとしています。



注 1) 生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量には、集団回収が含まれています。

図 2-1-12 県内市町との 1 人 1 日当たり排出量の比較 (令和 5 年度)

8. 数値目標の達成状況

当初計画では、令和元年度を基準年度とし、家庭系ごみについては、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」を、事業系ごみについては「事業系ごみ年間排出量」を目標として設定しました。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は令和6年度に480.0g/人・日となり、令和元年度から66.1g減少し、目標値を達成しています。

事業系ごみ年間排出量も令和6年度に18,726tとなり、令和元年度より2,148t減少し、目標を達成しています。

表 2-1-27 数値目標の達成状況

指標	令和元年度 (基準年度)	目標値 (中間年度)	令和6年度	
			実績値	対令和元 年度比(%)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	546.1	536.7	480.0	▲ 12.1
事業系ごみ年間排出量 (t)	22,089	20,874	18,726	▲ 15.2

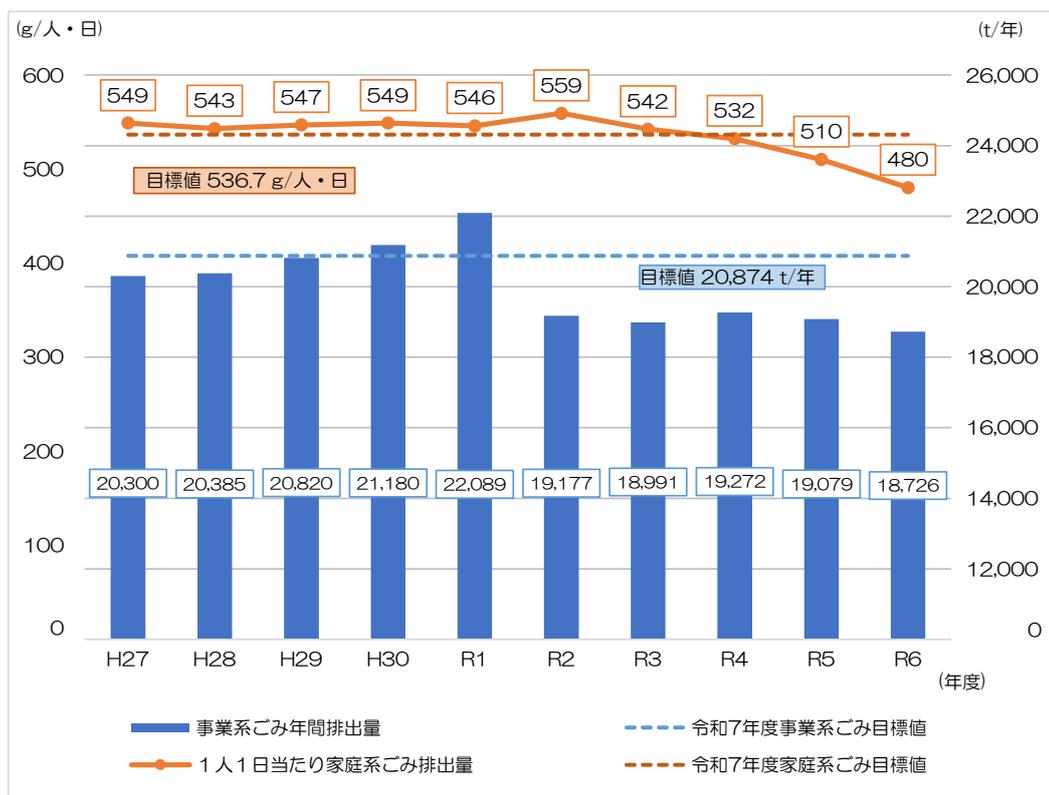


図 2-1-13 数値目標の達成状況

第3節 ごみ処理の課題

1. 法律の改正等の状況

令和以降における、一般廃棄物に係る法律の改正等の状況は以下のとおりです。

表 2-1-28 一般廃棄物に係る法律の改正等の状況

施行年月	法律名等（略称）	概要
令和元年7月	食品リサイクル法に基づく新たな基本方針（公表）	食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が公表され、「基本理念」において食品ロスを明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割が記載された。また、再生利用等実施率目標が設定され、令和6年度までに、食品製造業95%、食品卸売業75%、食品小売業60%、外食産業50%とし、食品ロスについては、SDGsも踏まえ、令和12年度を目標年次として、サプライチェーン全体で平成12年度の半減とする目標が新たに設定された。
令和元年10月	食品ロス削減推進法（新規制定）	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として定められた。
令和4年4月	プラスチック資源循環促進法（新規制定）	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するために定められた。

2. ごみ処理の現状と課題

ごみ処理に関する課題は以下のとおりです。

【発生抑制】

- 燃やすごみの組成分析では、減少傾向にあるものの、「紙類・布類」が全体の約5割を占めており、その中には資源化が可能なものも多く含まれています。このことから、さらに分別の徹底を図る余地があります。
- 燃やすごみの組成分析では、「厨芥類」が2割を占め、令和2年度以降その割合が増加傾向にあるため、生ごみのリサイクルの推進に加え、食品ロス削減に向けた発生抑制の取組が必要です。
- 事業系ごみは減少傾向にあるものの、経済状況によってごみ排出量の変動するため、引き続き事業者に対する周知活動や廃棄物の減量・発生抑制の促進が必要です。
- 雑がみの分別については、一般家庭と比較して、事業者への周知が不足しているため、分別の徹底を周知する必要があります。
- 事業者（承認を受けた少量排出事業者を除く）が、地域のごみ集積場所へ排出することがないよう継続的に検査や指導が必要です。

【資源化】

- 「プラスチック資源循環促進法」が施行され、さらにプラスチック資源循環を促進させる重要性が高まっているため、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再資源化を進める必要があります。
- 収集したプラスチック使用製品廃棄物については、同法第32条に基づき「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人へ委託する方法、または第33条に基づく認定再商品化計画によってリサイクルを行う方法のいずれかを選択または併用する必要があり、今後どの方式を採用するか検討が必要です。

【収集運搬】

- 「プラスチック資源循環促進法」への対応や新施設の整備にあわせて、ごみの分別区分や収集体制の見直しを検討する必要があります。
- 高齢化が進む中、ごみ集積場所へのごみ出しが困難な世帯の増加が見込まれます。現在は高齢者や障がい者のみの世帯を対象に粗大ごみの戸別収集を行っていますが、今後はさらにごみ出し負担を軽減する新たな支援策を検討する必要があります。
- 近年、全国的に充電式電池等（リチウムイオン電池など）が原因とみられる火災が、ごみ処理施設や収集車両で多発しています。こうした火災は職員の安全や施設の稼働に重大な影響を及ぼすことから、安全対策は喫緊の課題となっています。本市では令和6年度から充電式電池等の回収を開始しましたが、さらなる火災リスクの低減に向けて、住民へのわかりやすい排出方法の周知徹底や、回収拠点の拡充など、排出段階からの安全確保に取り組む必要があります。

【中間処理】

- 清掃プラントは、南海トラフ巨大地震で想定される揺れに対し、耐震性能が不足していると評価されています。また、清掃プラントについては、昭和51年10月の竣工からすでに50年が経過していることから、新施設の整備を進める必要があります。

- 新施設の整備には膨大な費用が見込まれるため、国の交付金の活用が求められます。交付金を活用するためには、家庭系可燃ごみの有料化の検討が前提となるため、新施設の整備と並行して、有料化の導入に向けた検討が必要です。

【最終処分】

- 焼却灰等の資源化の推進や埋め立てごみ再処理事業により、埋立量の削減に努めていますが、最終処分場の残余容量が不足しています。廃棄物の処理は自区内処理が基本であることから、最終処分場の候補地を選定するなど、今後のあり方について検討する必要があります。

【その他】

- 現在、本市が直営で対応している業務の一部について、新施設の稼働後の業務体制や委託の可能性など、今後の方向性を検討する必要があります。
- 外国人居住者が増加しているため、分別・ごみ出しルールなどについての啓発は、多言語化を進め、より適切に周知する必要があります。
- 平成 29 年 3 月に策定した「沼津市災害廃棄物処理計画」について、令和 4 年 3 月に改定を行い、南海トラフ巨大地震等に備えてきました。しかし、近年、台風や豪雨災害の激甚化により災害廃棄物が発生する可能性が高まっているため、これらにも対応可能なよう、計画の見直しを行う必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本理念と方針

ものを大切にし、資源を循環させる 持続可能な暮らし

本市では、昭和50年度に全国に先駆けて市民の協力を支えられたごみの分別収集、いわゆる『沼津方式』を開始し、廃棄物の循環処理を推進してきました。

科学技術の飛躍的な進歩と経済の目覚ましい発展により、暮らしが快適で便利になる一方、これらの技術・経済発展は環境に大きな負荷を与える一面も顕著になっており、特に、大量に排出される廃棄物が地球環境に及ぼす影響は大変大きいものです。めまぐるしく変化する廃棄物を取巻く情勢の中で、本計画においては、市民、事業者及び行政が相互に連携し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な暮らしを実現するため、今後さらに進むと予想される高齢化の進行や3R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、現状の廃棄物処理のあり方を見直し、低炭素で循環型の社会形成を目指します。

一般廃棄物処理基本計画（ごみ）の方針

【発生・排出抑制計画】

- ごみを出さない生活や活動を推進する

【リサイクル推進計画】

- 資源循環を推進し、ごみゼロ社会を目指す

【収集運搬計画】

- 市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す

【中間処理・最終処分計画】

- 最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強く安全な新中間処理施設の建設を行い、また最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努める

【災害廃棄物処理計画】

- 復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする

第2節 基本理念実現に向けた各主体に期待される取組

1. 市民に期待される取組

市民一人ひとりが3R※を基本とした生活をする

※「3Rとは」とは、リデュース：ごみを出さない リユース：くり返し使う リサイクル：資源にする

【具体的には】

- ◆ごみの排出量を減らすことを意識する。
 - ・食材の使い切り、食品の食べ切りによる食品ロスの削減、生ごみの水切りを実践する。
 - ・繰り返しつかえる商品や詰め替え商品など、ごみが発生しにくいものを選ぶ。
 - ・生ごみは、ダンボールコンポスト※などで堆肥化し活用する。
※「ダンボールコンポスト」とは、ダンボール箱を使って、微生物の力で、生ごみを減量・堆肥化する簡易生ごみ処理容器です。
- ◆ものを大切にし、安易にごみにしない。
 - ・買い物時に本当に必要なものかをよく考え、長く使用できるものを選ぶ。
 - ・フリーマーケットや不用品交換会、リサイクルショップに加えて、フリマアプリ等（おいくら、メルカリ Shops など）を活用する。
- ◆適切なごみの分別排出を実践し、リサイクルに協力する。また、店頭回収を利用する。
 - ・リサイクル可能な古紙類をきちんと分別し、資源として活用する。

2. 事業者期待される取組

事業者は排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、3Rを基本とした事業活動を行う

【具体的には】

- ◆製造・流通・販売すべての段階で、ごみ発生量の削減に努めた事業活動を行う。
 - ・商品の製造業者等は、再使用や資源化を考慮した商品開発を行う。
 - ・商品の販売業者は、レジ袋やトレイ等の過剰包装の削減に努める。
 - ・食品関連事業者は、小盛メニューの開発や持ち帰り希望者への対応等により食品ロスの削減に努める。
- ◆排出者責任や拡大生産者責任の観点から自主的なリサイクルルートを確立するとともに、事業者自らが店頭回収を推進し、ごみ減量・資源化を図る。
- ◆やむを得ずごみとして排出する場合は、自らの責任において適正に処理する。

3. 行政に期待される取組

パートナーシップを基本として、市民、事業者及び行政の3者の役割が円滑に進む処理システムを構築する

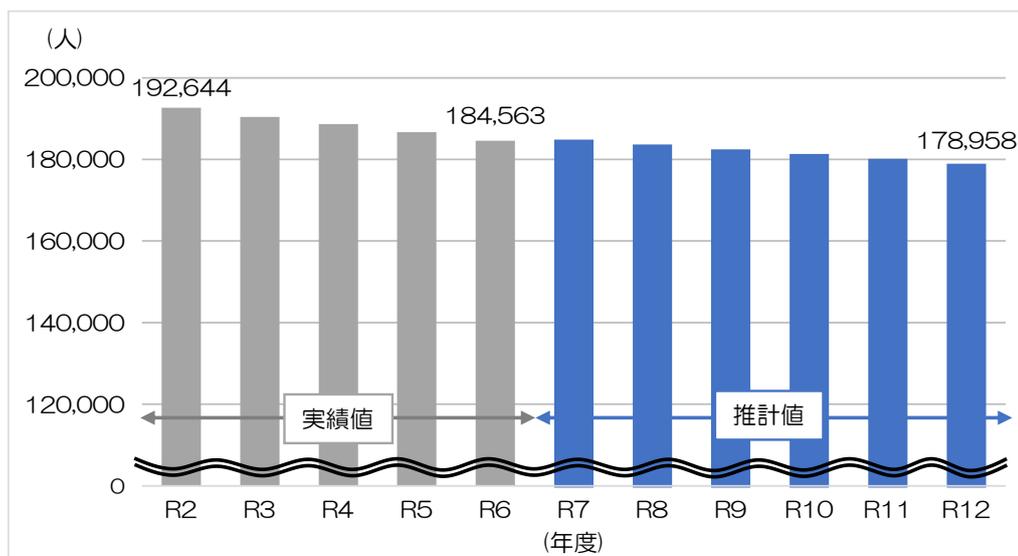
【具体的には】

- ◆環境負荷及び市民負担の少ない処理システムの構築を図る。
- ◆市民、事業者及び行政との3者間における3Rに関する情報の共有化を図るとともに、地域における活動を支援し、相互のパートナーシップにより、3Rを推進する。
- ◆市民と事業者への環境教育を実施する。
- ◆市施設における環境マネジメントシステムの適正な運用、改善を進める。

第3節 ごみの排出量の見込み

1. 将来人口

将来人口については、「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年3月改訂）」の人口を採用します。本市の将来人口は減少が見込まれ、目標年度である令和12年度には178,958人となる見込みです。



注)「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年3月改訂）」では、令和2年、令和7年、令和12年の人口しか示されていないため、その間の年度については直線補間により人口を設定しました。

図 2-2-1 将来人口の推移

2. ごみの排出量の見込み

現状のまま推移した場合、令和12年度のごみ総排出量は53,126tとなる見込みです。その内訳は、家庭系ごみ排出量は31,984t、事業系ごみ排出量は20,233t、集団回収量は909tです。令和12年度のごみの種別の排出量は、燃やすごみは45,110t、埋め立てごみは778t、プラスチックごみは3,471t、資源は2,858tと見込まれます。

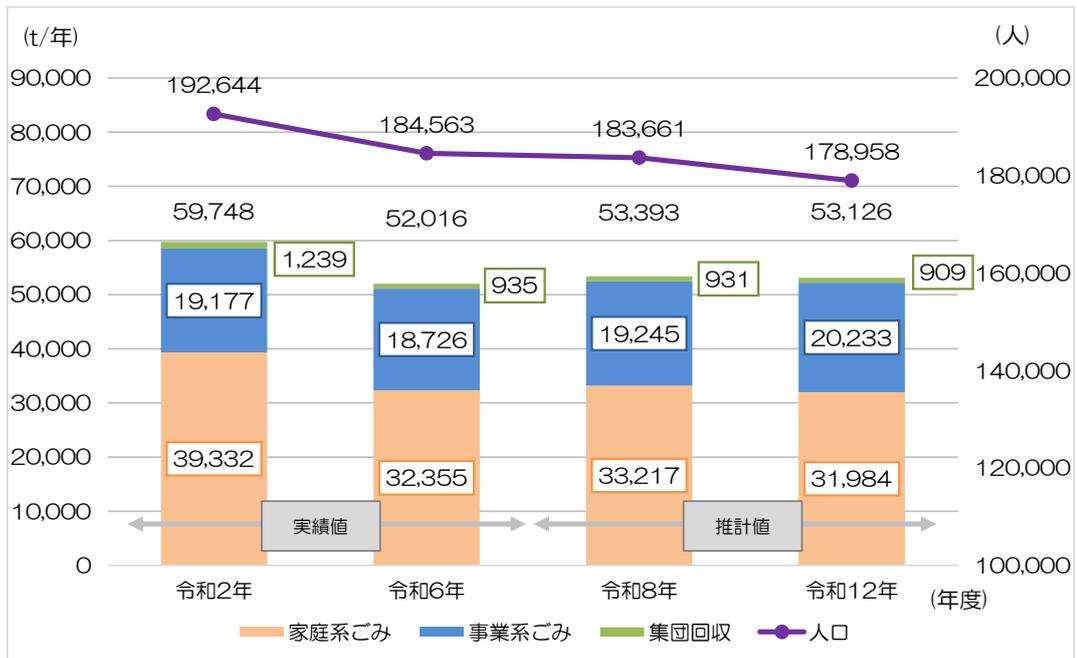


図 2-2-2 排出源別排出量及び処理量の予測

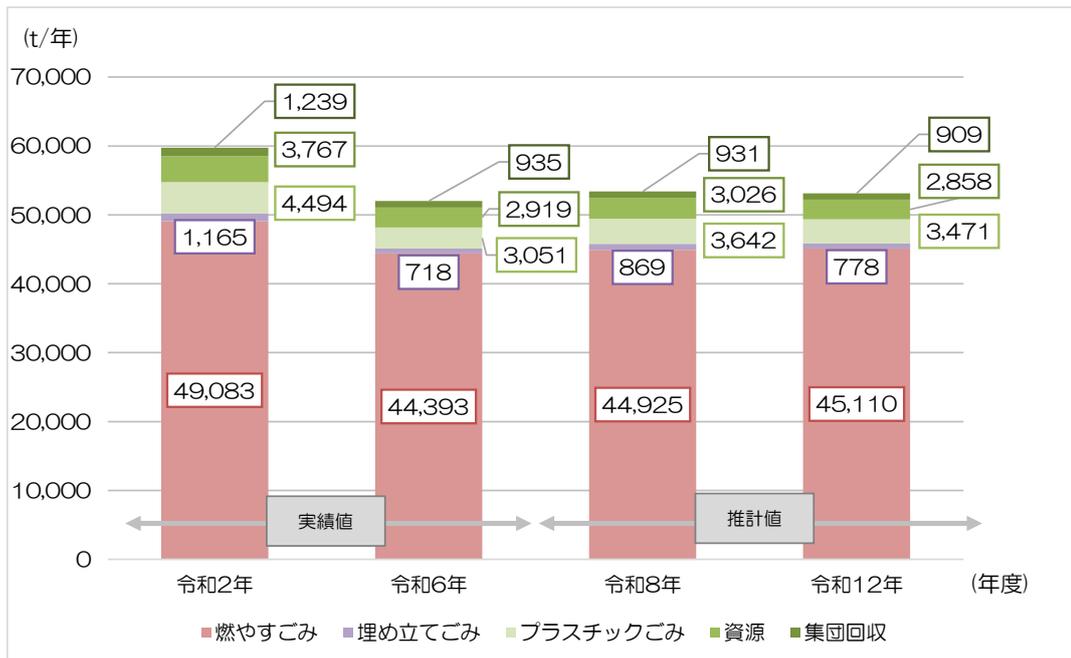


図 2-2-3 種類別排出量及び処理量の予測

表 2-2-1 ごみ排出量の実績及び将来推計（現状維持）

区分	単位	実績		推計	
		令和2年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度
人口	人	192,644	184,563	183,661	178,958
排出量（集団回収除く）	t	58,509	51,081	52,462	52,217
家庭系ごみ	t	39,332	32,355	33,217	31,984
燃やすごみ	t	30,347	26,018	26,025	25,199
埋め立てごみ	t	913	517	668	595
プラスチックごみ	t	4,344	2,921	3,518	3,351
資源	t	3,728	2,899	3,006	2,839
事業系ごみ	t	19,177	18,726	19,245	20,233
燃やすごみ	t	18,736	18,375	18,900	19,911
埋め立てごみ	t	252	201	201	183
プラスチックごみ	t	150	130	124	120
資源	t	39	20	20	19
集団回収	t	1,239	935	931	909
総排出量	t	59,748	52,016	53,393	53,126
1人1日当たり総排出量	g/人・日	849.7	771.9	796.5	813.3
家庭系ごみ	g/人・日	559.4	480.0	495.5	489.7
事業系ごみ	g/人・日	272.7	278.0	287.1	309.8
集団回収	g/人・日	17.6	13.9	13.9	13.9
総資源化量	t	13,360	10,797	10,603	10,640
資源化率	%	22.4	20.8	19.9	20.0
最終処分量	t	766	586	730	620
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	10.9	8.7	10.9	9.5

3. ごみの排出量の見込みと国や県の目標との比較

令和 12 年度の本市のごみ総排出量は、令和 6 年度実績に比べて約 2.1%の増加が見込まれます。また、リサイクル率は、20.0%にとどまる見込みです。

現状のまま推移した場合のごみ総排出量の見込みと国や県の目標値を本市に当てはめた数値とを比較すると、以下のような状況です。

まず、1人1日当たり家庭系ごみ（資源除く）については、すでに令和 6 年度時点で国の目標を達成し、令和 12 年度においても引き続き達成する見込みです。

一方、ごみ総排出量、1人1日当たりごみ焼却量、リサイクル率については、国の目標を達成することは難しい状況です。

なお、これらの数値は、現状の排出傾向が継続すると仮定した推計結果であり、ごみ減量・資源化に向けた新たな施策効果を織り込んだものではありません。また、国の目標値は全国一律に設定されていることから、自治体ごとの排出構造や事業活動の状況によって、達成の難易度は異なります。

表 2-2-2 ごみ排出量の見込みと国や県の目標との比較

	実績		予測		県に当てはめた場合	国に当てはめた場合
	R1	R6	R8	R12	R8	R12
人口(3月末) (人)	194,207	184,563	183,661	178,958		
ごみ総排出量 (t/年)	62,221	52,016	53,393	53,126		51,899
1人1日当たりごみ総排出量 (g/人日)	875	772	797	813	892	
1人1日当たり家庭系ごみ (資源除く) (g/人日)	438	394	398	395		478
1人1日当たりごみ焼却量 (g/人日)	718	665	675	706		586
リサイクル率 (%)	24.5	20.8	19.9	20.0		26
最終処分量 (t/年)	729	586	730	620		608
1人1日当たり最終処分量 (g/人日)	10	9	11	10	9	

注) 国及び県の目標値については、次項表 2-2-3～表 2-2-5に掲載。

【県の目標値（令和 8 年度）を本市に当てはめた場合】

1人1日当たり排出量：平成 25 年度～令和元年度までの県の削減実績（885g/人日→848g/人日、年間平均 5.3g 減）を本市に当てはめて算出。本市の場合は、令和 8 年度まで毎年 2.3g/人日増加する値。

1人1日当たりの最終処分量：県の目標「令和元年度比で 1 割削減」を本市の令和元年度実績に適用し、令和 8 年度の値を算出。

【国の目標値（令和 12 年度）を本市に当てはめた場合】

ごみ総排出量：国の目標「令和 4 年度比で約 9%削減」を本市の令和 4 年度実績に適用し、令和 12 年度の値を算出。

最終処分量：国の目標「令和 4 年度比で約 5%削減」を本市の令和 4 年度実績に適用し、令和 12 年度の値を算出。

1人1日当たりごみ焼却量：環境適発第 2409052 号（令和 6 年 9 月 5 日）より、令和 2 年度に対し 16%減じた数値と 580g とを比較して大きい方。

表 2-2-3 廃棄物処理法の基本方針の目標値（参考）

指標	数値目標
ごみ排出量	令和4年度に対し、令和12年度において約9%削減 1人1日当たりの生活系ごみ（資源除く）478グラム（令和12年度）
一般廃棄物の 出口側の循環利用率	令和4年度の20%に対し、令和12年度において約26%に増加
焼却量	1人1日当たりのごみ焼却量580グラム（令和12年度）
最終処分量	令和4年度に対し、令和12年度において約5%削減

表 2-2-4 第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値（参考）

指標	数値目標
1人1日当たり ごみ焼却量	令和12年度において約580g
最終処分場の 残余容量・残余年数	令和12年度において令和2年度の水準（22年分）を維持

表 2-2-5 第4次静岡県循環型社会形成計画の目標値（参考）

区分	数値目標	考え方
1人1日当たりの排出量	令和8年度に848g/人日	平成25年度～令和元年度までの削減量（917g/人日→885g/人日）の実績より、令和8年度まで毎年5.3g/人日削減
1人1日当たりの 最終処分量	令和8年度に39g/人日	令和元年度（43g/人日）に対し、令和8年度において1割削減

第4節 数値目標

1. 数値目標

本計画における数値目標は、当初計画と同様に「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」と「事業系ごみ年間排出量」を指標としています。

現状推移ケースを踏まえ、現実的かつ達成可能な水準として目標値を設定しました。

具体的には、目標年度に現状推移ケースに対して、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」では2.3%、「事業系ごみ年間排出量」では7.6%の減少を見込み、これらの削減率を反映した目標値の達成を目指します。

表 2-2-6 数値目標

項目		単位	令和元年度	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
数 値 目 標	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	546.1	480.0	478.5
	事業系ごみ年間排出量	t	22,089	18,726	18,697

2. 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値目標達成時には、単純推計（現状のまま推移した場合の推計）と比較して、目標年度では11.2g減少する見込みです。

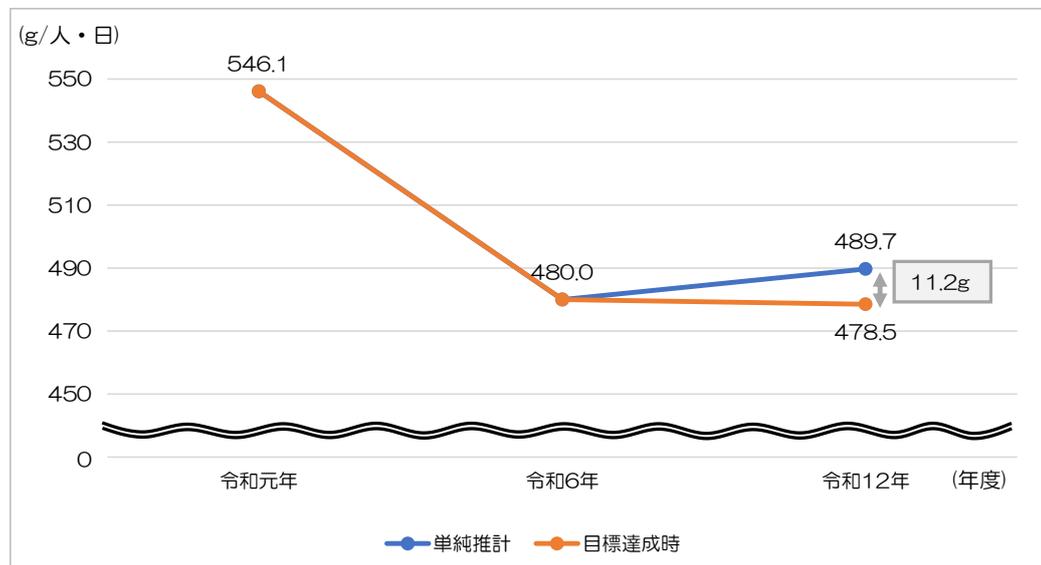


図 2-2-4 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の比較

3. 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の数値目標達成時には、単純推計（現状のまま推移した場合の推計）と比較して、目標年度では1,536t減少する見込みです。

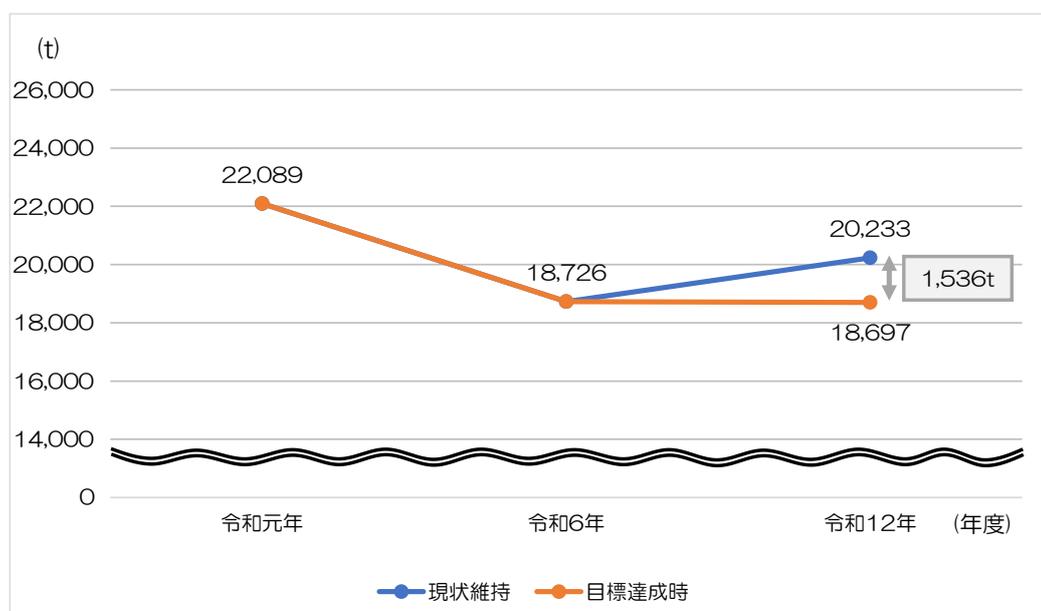


図 2-2-5 事業系ごみ年間排出量の比較

表 2-2-7 ごみ排出量の実績及び将来推計（目標達成）

区分	単位	実績		推計	
		令和2年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度
人口	人	192,644	184,563	183,661	178,958
排出量（集団回収除く）	t	58,509	51,081	51,711	49,955
家庭系ごみ	t	39,332	32,355	32,991	31,258
燃やすごみ	t	30,347	26,018	25,799	24,473
埋め立てごみ	t	913	517	668	595
プラスチックごみ	t	4,344	2,921	3,518	3,351
資源	t	3,728	2,899	3,006	2,839
事業系ごみ	t	19,177	18,726	18,720	18,697
燃やすごみ	t	18,736	18,375	18,375	18,375
埋め立てごみ	t	252	201	201	183
プラスチックごみ	t	150	130	124	120
資源	t	39	20	20	19
集団回収	t	1,239	935	931	909
総排出量	t	59,748	52,016	52,642	50,864
1人1日当たり総排出量	g/人・日	850	772	785	779
家庭系ごみ	g/人・日	559	480	492	479
事業系ごみ	g/人・日	273	278	279	286
集団回収	g/人・日	18	14	14	14
総資源化量	t	13,203	10,797	10,525	10,435
資源化率	%	22.4	20.8	20.0	20.5
最終処分量	t	766	586	730	620
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	11	9	11	10

第5節 ごみ処理基本計画の施策体系

基本理念	ものを大切にし、資源を循環させる 持続可能な暮らし	
発生・排出抑制計画	ごみを出さない生活や活動を推進する	
家庭系ごみ削減のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに関する情報発信 ・リユースの推進 ・ごみに関する環境教育の推進・充実 ・生ごみの減量・資源化の推進 ・使い捨てプラスチックごみ対策の推進 ・すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進事業所）の普及 ・地域（自治会・コミュニティ）活動の支援 	
事業系ごみ削減のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への指導・助言 ・事業系ごみの発生・排出抑制の推進 ・事業系ごみの適正管理・負担の推進 	
リサイクル推進計画	資源循環を推進し、ごみゼロ社会を目指す	
リサイクル品目	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ、生ごみ（厨芥類）、プラスチック使用製品廃棄物、剪定枝、廃食油、使用済み小型家電、使用済みインクカートリッジ、雑がみ 	
リサイクルシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムの継続と新システムの検討 ・焼却灰の資源化 ・生ごみなどの資源化 ・グリーン購入の推進 	
収集運搬計画	市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す	
収集体系の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・排出困難者に対する支援 ・粗大ごみの戸別収集 ・収集運搬における環境への配慮 	
分別区分の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・充電式電池等の分別 ・プラスチックごみの分別区分の検討 	
不適正排出の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・適正排出の周知 ・マンション・アパート管理者との連携 ・不適正排出に対する指導 ・市内在住の外国人への周知・啓発 	
不法投棄対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止に向けた関係団体との連携 ・集積場所を管理する自治会等に対する適正排出の指導の実施 ・海岸漂着ごみの減量化と適正処理 	
家庭系ごみの有料制について		
中間処理・最終処分計画	最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強く安全な新中間処理施設の建設を行い、また最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努める	
中間処理施設(焼却施設・リサイクル施設など)の整備		
中間処理における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却時における公害防止対策 ・エネルギーの効率的利用 	
現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備		
災害廃棄物処理計画	復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする	
災害時の迅速な対応		

第6節 ごみ処理基本計画の施策内容

1. 発生・排出抑制計画

ごみを出さない生活や活動を推進する

【基本方針】

ごみ処理基本計画の基本理念の実現に向けて、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」を478.5gに、「事業系ごみ年間排出量」を18,697tとする数値目標を達成するため、市民、事業者及び行政が相互の役割を認識して、ごみを出さない生活様式の浸透を進めるとともに、持続性のある循環型社会システムの構築を目指します。

(1) 家庭系ごみ削減のための施策

1) 3Rに関する情報発信

①ホームページ・広報紙などによるPR

ホームページや「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」*では、ごみの分別方法や資源化物の排出方法など、3Rに関する最新情報を掲載しています。

また、買い物時に心掛けてほしい、以下のことについても呼びかけていきます。

- ・マイバッグを持参する
- ・買い物の際に配布される不要なスプーンやストローなどは断る
- ・本当に必要なものかよく考え、ごみになるものは買わない
- ・環境ラベルのついた再生品や環境配慮製品を選ぶ

また、従来の広報紙やホームページの充実をはじめ、様々な情報ツールを活用し、市民や事業者への幅広い情報提供に努めます。

なお、平成27年度からごみの収集カレンダーを民間Webサイトに掲載しています。

*「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」とは、スマートフォン・タブレット用のアプリケーションで、ごみの収集日をお知らせしたり、ごみの分別方法を検索する機能などがあります。

②イベントなどによるPR

ぬまづ夏祭りや子どもの遊び王国などにおいて、3Rに関する啓発活動を行います。

③ごみ出張講座などによるPR

ごみ出張講座や自治会説明会の内容を充実させるとともに、実施回数を増やすなど積極的に開催し、ごみ減量の啓発や情報提供に努めます。

④ごみの出し方便利帳やごみ分別アプリ(さんあ〜る)によるPR

転入者、外国人居住者や希望者に対し「ごみの分別・減量ガイドブック」を配付したり、「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」を個人のスマートフォンやタブレットにイン

ストールし、活用してもらい、ごみの適正排出を推進します。なお、「ごみの分別・減量ガイドブック」及び「ごみ分別アプリ（さんあ〜る）」については、多言語化しています。

2) リユースの推進

令和 7 年に開始した「おいくら」「メルカリ Shops」を活用したリユースの取り組みを含め、「新しい生活様式」に対応したリユースの推進方法を検討していきます。

3) ごみに関する環境教育の推進・充実

次世代を担うこどもたちへの教育は非常に重要であり、小中学校や高校への出前講座や親子ごみ処理施設見学会（平成 11 年度開始）を継続して実施し、小学生の社会科見学等の機会にも、ごみ減量の啓発を実施します。

また、新中間処理施設の整備に合わせ、ごみに関する更なる環境教育の推進を目指すものとし、新中間処理施設内の見学者機能の充実を図ります。

4) 生ごみの減量・資源化の推進

各家庭に向けては、燃やすごみに多く含まれる厨芥ごみの削減を目指し、食品ロスを減らす取り組みと使い切り・食べ切り・水切りの「3キリ」運動などを推進していきます。食品ロスには、過剰除去（野菜の皮の厚むきなど可食部分を過剰に除去する）、直接廃棄（賞味期限切れなどにより使用・提供されずに捨てる等）、食べ残し（食べ残して廃棄する）があります。市民の食品ロスへの関心を高め、日常生活において実践できるよう働きかけていきます。買い物の工夫や「3キリ」運動の浸透をはじめ、無駄のない調理方法の紹介、水切りのポイントなどについて、広報紙やホームページといった様々な情報ツールを通じて広く周知を行います。

また、安価で簡単に製作できるダンボールコンポストについては、環境教育やイベント等の機会を利用してその効果を広く周知していきます。

5) 使い捨てプラスチック対策の推進

プラスチック資源循環促進法の制定を受け、プラスチックごみの削減と資源循環を促進します。

使い捨てプラスチックごみの排出抑制のためには、買い物の際にスプーンやストローを断ったり、繰り返し利用できるマイボトルやマイバッグを持ち歩くことが有効です。また海洋プラスチック汚染を防止するため、ポイ捨ての防止を呼びかけるとともに、分別収集による資源化を推進します。

6) すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進事業所）の普及

簡易包装やレジ袋削減に努めたり、トレイやペットボトルなどの資源化物を回収するなど、ごみの減量・資源化の取り組みを事業者に働きかけていきます。また、これらの取り組みを行っている事業所を「すまいるしょっぷ」として認定し、その取り組みを広く紹介していきます。

7) 地域（自治会・コミュニティ）活動の支援

①資源化推進活動奨励金

資源回収の日に、回収した古紙・古布などを再生原料業者等に売却した収入は、引き続き資源化推進活動奨励金として、排出量に応じて自治会に還元します。奨励金は、自治会等の貴重な財源となり、地域の環境美化活動のほか、防犯・防災活動等に活用されています。お住いの地区集積場所に排出されるよう、ホームページ等において周知していきます。

②わかりやすく親しみの持てる分別説明会

自治会等を通じて市が開催するごみ出張講座や分別の説明会は、参加者が楽しくごみについて理解できるよう、内容の工夫を検討していきます。

③環境衛生自治推進協会や環境美化指導員への支援

環境衛生思想の普及に貢献する環境衛生自治推進協会と環境美化を推進する環境美化指導員との連携を強化するとともに、環境美化指導員によるごみのポイ捨てや犬のフン放置の禁止等に関する指導・啓発活動をポイ捨て禁止看板や啓発グッズの配布等により、引き続き支援します。

④ごみ集積施設整備に対する補助

良好な生活環境を保全し、適正な分別排出と資源のリサイクルを推進するため、ごみ集積施設を設置又は修繕する自治会に対して、事前に要望調査を行い、その要望に応じて、ごみ集積施設の設置等に対する支援を行います。

⑤高齢者等ごみの排出困難者への配慮

70歳以上の高齢者のみの世帯や家事援助を受けている障がい者のみの世帯の家具等の粗大ごみを、事前申し込みにより戸別収集を行います。さらに、ごみ集積場所への排出が困難な方への支援について、地域や関係団体の協力を得るなど福祉部門と連携し、検討していきます。

(2) 事業系ごみ削減のための施策

1) 事業者への指導・助言

事業者の排出者責任を明確にするため、資源化などのごみ発生・排出抑制を図るとともに、適正処理に係る指導・助言の徹底を図ります。

平成 12 年度から義務化した多量排出事業者への減量化計画の作成・提出を指導します。

また、許可業者の受託状況や事業者管理システムなどにより各事業所のごみ処理方法の把握に努め事業系指定袋の購入状況を検証した上で、事業者への適正排出に係る指導・助言を実施します。

2) 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

①飲食店における食品残渣の減量

食品残渣の減量につながる、食べ残しゼロメニュー・ハーフサイズメニューや食べ残しのお持ち帰り制度を採用する飲食店について、「すまいるしょっぴ」^①として認定し、広く紹介していきます。

②リサイクルの推進

事業者は、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・資源化・排出抑制など）について推進していくことが必要です。こうした事業者の取組を支援するため、SNS を活用した情報提供など、効果的な支援方法について検討していきます。

③ごみ分別ステーション用品の貸し出し

イベント会場のごみ集積場所設置に必要な器材の貸し出しを行い、イベント会場で発生する大量のごみを正しく分別してもらうことで、燃やすごみの減量を図ります。

3) 事業系ごみの適正管理・負担の推進

①受け入れ基準の遵守

特定家庭用機器再商品化法の対象家電品、適正処理困難物、特別管理一般廃棄物及び産業廃棄物については、現行どおり市の施設では受け入れないこととし、その他の事業系ごみについては事業者責任による自己処理を原則とします。

また、受け入れ可能なものについても市の分別区分、分別基準に合致しない物は受け入れないものとします。

一般廃棄物収集運搬業者など市の施設に事業系ごみを搬入する者に対して受け入れ基準遵守のための指導を厳格化します。

②内容物調査の実施

分別の状況を把握するため、施設に搬入される事業系ごみの内容物調査を実施し、受入基準以外の廃棄物やリサイクル可能な廃棄物などの混入を防止し、適正な搬入を行うように指導します。

③手数料の見直し

現在、ごみ処理施設への搬入者や少量排出事業者（集積場所を使用している）などからごみ処理手数料を徴収しています。今後は、事業系ごみの適正排出施策と合わせ、ごみ排出量の推移や費用対効果等を勘案し、手数料の見直しを検討します。

④一般廃棄物収集運搬許可について

事業系一般廃棄物の収集運搬は、主に許可業者収集とします。また、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の一般廃棄物収集運搬業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行いません。ただし、リサイクルの促進など、循環型社会形成の観点から必要と認めた場合は、この限りではありません。

2. リサイクル推進計画

資源循環を推進し、ごみゼロ社会を目指す

【基本方針】

新中間処理施設の整備と併せ、ごみの発生・排出を抑制し、さらに、ごみが最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会を目指します。

(1) リサイクル品目

市民負担の軽減と環境負荷の低減を念頭に、広報紙、説明会などを活用して、以下の品目について分別精度向上の必要性について周知していきます。

1) 粗大ごみ

手を加えることで使用できる家具類などについては、リユースシステムの構築を検討し、再使用の推進を図ります。

2) 生ごみ（厨芥類）

生ごみの堆肥化については、ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化の推進に向け、利用者の拡大を進めていきます。

3) プラスチック使用製品廃棄物

容器包装リサイクル協会への再商品化の委託や、大臣認定制度を活用した民間事業者への中間処理の依頼に関する検討を実施し、プラスチック使用製品廃棄物の資源化を推進します。併せて、熱源利用プラスチックごみとして回収しているものに含まれるプラスチックごみについては、プラスチック資源循環促進法を踏まえ、新たな分別基準や回収方法の検討を進めます。

なお、プラスチック製容器包装については、民間事業者で中間処理を行ったうえで、容器包装リサイクル法に基づく処理を継続しますが、プラスチック資源循環促進法第32条に基づく一括回収を実施する場合においては、プラスチック使用製品廃棄物を含めることも想定されます。

4) 剪定枝

剪定枝のリサイクルについては、平成19年度から開始し、現在自治会や団体からの申し込みによる資源化处理を行っています。今後は、チップ化した剪定枝の供給先の開拓等、より利用性の向上を図り施策の改善に取り組みます。

5) 廃食油

地区センター、JA、ガソリンスタンドなどの拠点からの回収を実施しています。今後は、回収拠点の増設や事業PRを行い、廃食油のリサイクルを推進し、燃やすごみの減量を図ります。

6) 使用済み小型家電

使用済み小型家電は、埋め立てごみの日に集積場所にて回収していますが、平成25年度から市内の公共施設において10品目の使用済み小型家電の拠点回収を実施しています。現在は12品目を対象としており、今後とも回収拠点の維持と市民への周知を図り、使用済み小型家電に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどのリサイクルを推進します。

7) 使用済みインクカートリッジ

使用済みインクカートリッジについては、地区センターなどの拠点から回収を実施しています。プラスチックの資源循環を推進し、ごみの減量を図ります。

8) 雑がみ

燃やすごみの中に混入されやすい雑がみ（名刺やはがき、お菓子の紙など）は、資源回収の日の古紙類の「その他の紙」として排出されるように、各家庭で分別しやすい方法を広報していきます。

(2) リサイクルシステムの充実

1) 現行システムの継続と新システムの検討

現行の分別品目によるリサイクルシステムに加え、剪定枝、廃食油、使用済み小型家電の回収を実施しており、市民への回収方法の周知と回収機会の拡大を図ります。

今後は新中間処理施設の整備状況も踏まえ、費用対効果とともに、市民にとって分かりやすく負担の少ない分別回収、環境にやさしい処理システムの検討を進めます。

2) 焼却灰の資源化

焼却処理により生じる焼却灰・飛灰について、外部委託による資源化処理を実施していますが、さらに令和 2 年度から落じん灰に含まれる金属類の回収を開始し、今後も継続して資源化に取り組みます。

3) 生ごみなどの資源化

厨芥ごみなどの有機系廃棄物については、家庭でのダンボールコンポストによる堆肥化の普及に努め、減量と肥料化を進めます。

4) グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品を優先的に購入、調達する「グリーン購入」を平成 13 年 9 月に定めた「沼津市グリーン購入に係る基本方針」に基づき推進します。

3. 収集運搬計画

市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す

【基本方針】

分別品目に関して、環境基本法や容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法などの関連法規を基本として、できるだけ市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指して検討を進めます。

(1) 収集体系の最適化

1) 排出困難者に対する支援

少子高齢化や単身世帯化が進む中、ごみ集積場所へ出すことが身体的に困難で、身近な人などの協力が得られない高齢者や障がい者世帯への支援について、地域や関係団体の協力を得るなど、福祉部門と連携し、検討していきます。

2) 粗大ごみの戸別収集

70歳以上の高齢者のみの世帯や家事援助を受けている障がい者のみの世帯の家具等の粗大ごみを、事前申し込みにより戸別収集を行っています。今後は、対象世帯の増加が見込まれることから、1日に実施できる世帯数枠を増やすなどの改善を図ります。

3) 収集運搬における環境への配慮

収集運搬において、悪臭防止・騒音防止など周辺環境の配慮に努めます。

(2) 分別区分の最適化

新中間処理施設の稼働に合わせて、資源としてリサイクル可能なものを効率よく回収・資源化ができるよう最適な分別区分を検討します。

また、本市の高齢者人口及び高齢化率は、今後も増加することが見込まれており、誰にでもわかりやすく、出しやすい分別区分や排出方法等について検討を行うとともに、地域の中で、分別やごみ出しを支援する仕組みづくりについても検討します。

表 2-2-8 現状の分別区分

分別
○燃やすごみの日
○プラスチック製容器包装の日
○資源回収の日 (缶類、びん類(3種)、金属類、古紙類(4種)、古布類、乾電池・ライター、ペットボトル)
○埋め立てごみの日 (せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)、焼却粗大ごみ(②類)、熱源利用プラスチックごみ(③類)、蛍光管)

1) 充電式電池等の分別

近年、全国的に充電式電池（特にリチウムイオン電池）を原因とする火災が、ごみ処理施設や収集車両で多発しており、職員の安全確保や施設の安定稼働に重大な支障を及ぼす事例が増えています。本市では、令和6年度から小型充電式電池の分別回収を開始し、外部の処理事業者に委託して鉄原料等へのリサイクルを進めています。

今後は、火災リスクの一層の低減に向けて、充電式電池等を「燃やすごみ」などに誤って排出しないよう、住民に対して排出ルールをわかりやすく周知徹底するとともに、家電量販店等の民間事業者と連携した回収拠点の拡充を図ります。

2) プラスチックごみの分別区分の検討

プラスチック資源循環促進法の施行や新中間処理施設の整備を踏まえ、プラスチックごみの分別区分を見直します。

現在、「熱源利用プラスチックごみ」として回収しているものの中には再資源化が可能なものも含まれていることから、資源化対象と焼却対象を明確に区分する仕組みの検討を進めます。

市民の分別負担を増やさず、わかりやすい区分とすることを基本としつつ、収集効率や新施設での処理適正、環境負荷低減を考慮した分別体系を検討し、将来的な実施に向けた体制づくりを進めます。

(3) 不適正排出の防止

1) 適正排出の周知

正しい分別や、排出方法について啓発を行います。

2) マンション・アパート管理者との連携

単身世帯が多いマンション・アパートなどは、居住者の入退室のサイクルが短く、分別排出の不徹底が生じやすいため、「ごみの分別・減量ガイドブック」を配布し、管理者などと連携して適正排出の指導を徹底します。

3) 不適正排出に対する指導

不適正な排出については、警告シールの貼付や個別訪問等を実施し、適正な分別排出をするよう指導します。

4) 市内在住の外国人への周知・啓発

言語、生活習慣の異なる外国人にも、適正な分別排出を理解していただけるよう、外国語版ごみの出しかたブックの配布など、多言語での周知啓発を推進します。

(4) 不法投棄対策の実施

1) 不法投棄防止に向けた関係団体との連携

富士伊豆農業協同組合、愛鷹山森林組合、沼津タクシー協会、市内4ゴルフ場、郵便局と「廃棄物不法投棄についての情報提供の覚書」などを締結するほか、関係機関、自治会等諸団体の協力により、引き続き早期発見を目指してパトロールを強化し不法投棄の防止に努めます。また、大量に廃棄されるなど特に悪質な場合には、沼津警察署に通報して原因者の特定が行われるよう協力します。

2) 集積場所を管理する自治会等に対する適正排出の指導の実施

自治会からの要請や不適正排出が行われた集積場所を管理する自治会等に対して、適正排出の案内看板の配布や分別方法の周知チラシの回覧等を実施します。また、不適正排出者などが特定される場合には、個別の分別指導を実施します。

3) 海岸漂着ごみの減量化と適正処理

海岸に漂着するごみの減量化は、市内のみでは解決できない問題であることから、国、県など河川・海岸管理者や上流市町と連携をとって、減量対策と適正処理に努めます。

(5) 家庭系ごみの有料制について

ごみの排出量に応じて市民に処理経費の一部負担を求めるという観点から、家庭ごみの有料制について、近隣市町の動向やごみ量の変化などを考慮しながら、検討を行っていきます。

4. 中間処理・最終処分計画

最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強く安全な新中間処理施設の建設を行い、また最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努める

【基本方針】

新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない中間処理施設の整備並びに最終処分場の整備に努めるとともに、地球温暖化防止に寄与するシステムを構築します。

(1) 中間処理施設（焼却施設・リサイクル施設など）の整備

現施設は耐震性が劣り、災害時には倒壊等の恐れがあります。そのため、新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新処理施設を整備し、資源循環型のまちづくりを推進します。

現在、令和 11 年度の稼働開始に向けて、新中間処理施設（焼却施設及びリサイクル施設）の整備を進めています。このうち、リサイクル施設では「その他プラスチック資源ごみ」として回収したものを手選別後に破砕・選別し、資源物として回収する予定です。

また、プラスチック資源循環促進法に基づく処理体制については、法第 32 条（市町村による一括回収）と第 33 条（民間事業者による個別回収）のいずれのルートを採用するかを検討課題とし、収集運搬・中間処理体制、民間施設の活用可能性、リサイクル施設との役割分担などを総合的に考慮し、市全体で最も効率的かつ持続可能な方式を選定します。

表 2-2-9 新中間処理施設の概要

区分	内容
所在地	沼津市山ヶ下町 2404-3 他
敷地面積	約 24,576 m ²
処理方式	ストーカ式焼却炉
施設規模	210 t / 日

注) ストーカ式焼却炉は、炉内に設置された火格子(ストーカ)を動かしながら、ごみを攪拌・移動させて連続的に焼却する方式の焼却炉です。安定した燃焼が可能で、ごみ質の変動にも対応しやすいことから、新中間処理施設の炉形式として採用しています。

表 2-2-10 リサイクル施設(施設規模 23t/日)の概要

系列	処理・貯留対象	公称能力	処理方式
破碎・選別処理	焼却粗大ごみ、せともの・ガラス類、家電製品、金属類、その他プラスチック資源ごみ	16.3t/日	回分処理による手選別 + 破碎 + 選別 + 貯留・搬出
缶処理	飲食用缶	1.3t/日	選別 + 圧縮 + 貯留・搬出
ビン処理	飲食用ビン	3.5t/日	破碎 + 貯留・搬出
ペットボトル処理	ペットボトル	1.6t/日	選別 + 圧縮・結束 + 貯留・搬出
危険ごみ処理	危険ごみ	0.3t/日	選別(ヤード内での仕分け) + (一部) 破碎 + 貯留・搬出
ストック機能	紙パック、自己搬入された古紙・古布	—	貯留・搬出

(2) 中間処理における環境配慮

1) 廃棄物焼却時における公害防止対策

現焼却施設は、基幹改良工事によりダイオキシン類対策を行っていますが、新中間処理施設においては、関係法令による基準値や現焼却施設の基準値よりも厳しい公害防止基準を設定し、より環境へ配慮した施設の建設を行います。

2) エネルギーの効率的利用

現施設では焼却により生じた熱エネルギーは、施設内の暖房及び給湯用の熱源として活用しています。

新中間処理施設の整備にあたっては、ごみ焼却時に発生する熱を有効活用し、熱源としての活用にあわせて発電を行うことにより、さらなるエネルギーの有効利用を図ります。

(3) 現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

平成 15 年度から実施している主灰処理の外部委託、平成 17 年度から実施している埋め立てごみの破碎選別処理、平成 27 年度から実施している飛灰処理の外部委託などを継続して、リサイクルの推進と埋め立て量の削減に努めます。また、新最終処分場の候補地選定調査については、最終処分場の今後の在り方について検討を行い、整備方針を決定します。

5. 災害廃棄物処理計画

復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする

【基本方針】

- 「がれき類」や「津波堆積物」等は、仮置場を設置し、一時的に保管しながら処理します。
- 「がれき類」等の処理と並行して、避難所や家庭等から排出される「生活ごみ」や「し尿」の処理も行います。
- 広域的な処理体制を構築します。

(1) 災害時の迅速な対応

平成 28 年度に「沼津市災害廃棄物処理計画」を策定しています。この計画は復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること及び廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として策定されています。ただし、この計画では、主に大規模な地震とその地震による津波によって発生する災害廃棄物を対象としているため、近年の台風等の豪雨による災害廃棄物の発生状況を考慮しながら、マニュアル等の見直しを行っていきます。

6. 本市の目指す処理システム

市民、事業者、行政が連携・協働し、3R・廃棄物処理に関する技術の進歩などを考慮した新たな視点にて、市民のごみ排出に関する手間の簡素化が図られるとともに、低炭素で循環型の社会形成を考慮した、より安全で環境負荷の少ない新たな処理システムの構築を目指します。

処理システムについては、リサイクル可能なものはリサイクルとする、サーマルリサイクルが最も効率的であると考えられるものについては本市の新中間処理施設にてサーマルリサイクルを行うという考えのもと、市民のごみ分別時のわかりやすさやごみ排出時の手間の軽減、種類ごとのリサイクルによる再資源化状況等を考慮し、分別区分を全般的に見直すものとします。

まず、プラスチックごみについては、プラスチックという同一素材が用いられているにも関わらず、「プラスチック製容器包装」又は「埋め立てごみ③類」に分類されていることから、市民に対し、わかりにくいという印象を与える要因となっています。そのため、プラスチックの分別区分については、市民にとって分かりやすい分別区分とする観点から見直しを行い、原材料の大部分がプラスチックで構成されている製品について、回収方法の簡素化を図り、プラスチック資源を有効活用していくことを基本的な方向性としします。

なお、プラスチック製容器包装を含めた一括回収については、新中間処理施設における処理可能性（処理能力・処理品質）や、回収後の資源化先の確保状況等について、現時点では十分な検証が行われていないことから、今後、詳細な検証を行った上で、最適な処理ルートを選択するものとします。

この際、新中間処理施設での処理に加え、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルート等、既存の制度を活用した処理方法についても選択肢として検討し、処理の安定性、環境負荷低減効果、経済性等を総合的に勘案しながら、本市に適した処理システムを構築していきます。

また、リサイクルが技術的又は経済的に困難と判断されるプラスチック（プラスチックとその他素材で構成されている複合製品等）については、資源の有効利用及び処理の安定性を確保する観点から、新中間処理施設においてサーマルリサイクルを行うこととし、処理実績や技術動向を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

新中間処理施設稼働後は、今まで直営もしくは民間事業者に処理を委託していた、ライター、スプレー缶、家電製品等について、新中間処理施設での処理を基本としつつ、火災予防や資源回収の観点から、「危険ごみ」及び「家電製品」の分類（仮称）を新たに設けることを検討します。なお、「危険ごみ」の対象品目としては、乾電池、ライター、スプレー缶、体温計（水銀）、充電機、蛍光灯、充電機内蔵家電等を、また、「家電製品」の対象品目は、電源ケーブルや取り外し可能な電池により使用する製品を想定しています。

以上の見直しにより、リサイクルできるものは確実にリサイクルを行う、リサイクルが

困難なものについては、市民のごみ排出に関する手間の簡素化が図られる処理システムの構築を目指します。

分別区分や処理方法については、今後の処理実績や社会情勢、技術動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

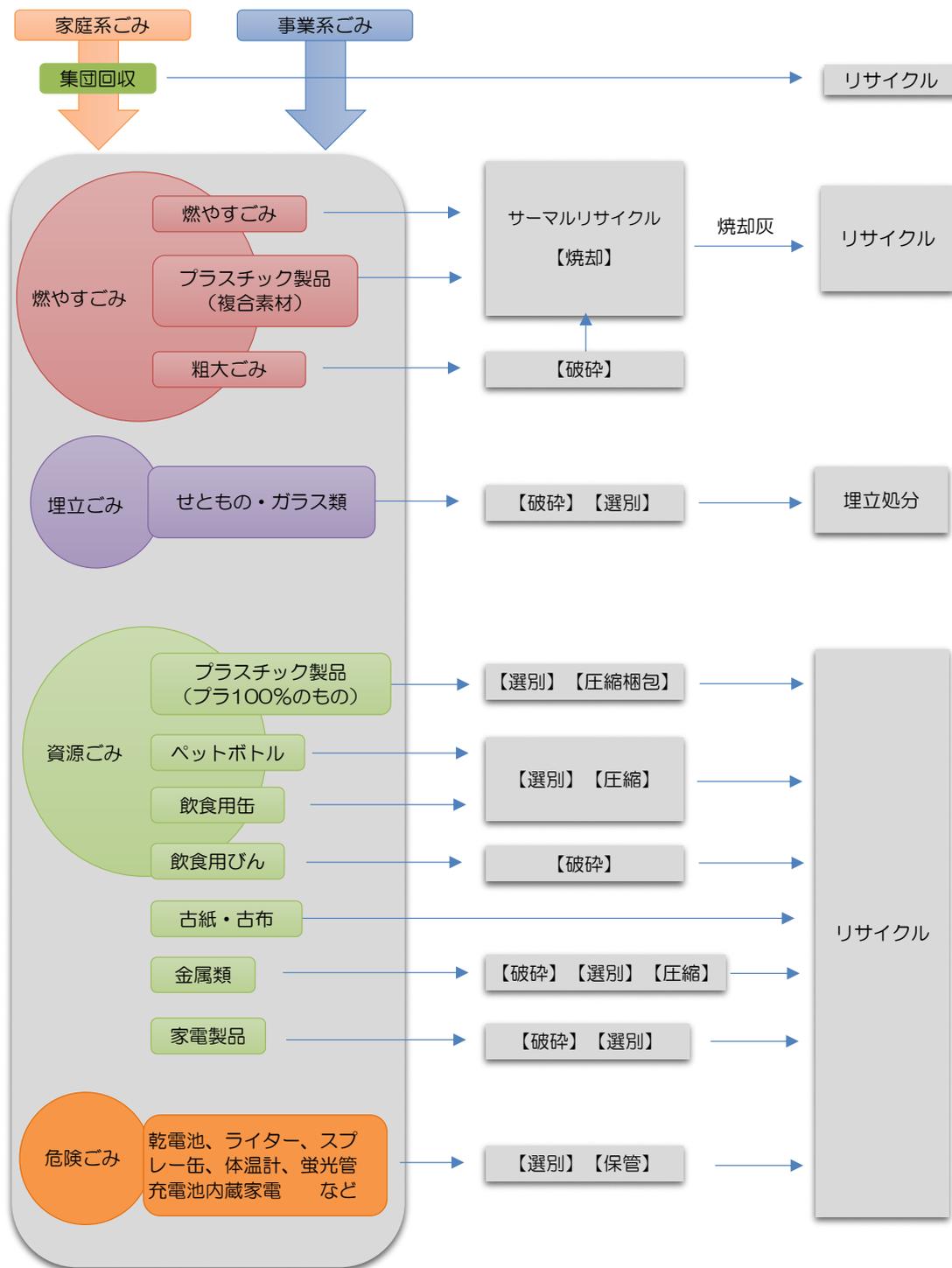


図 2-2-6 本市の目指す処理システム（検討案）

第3章 食品ロス削減推進計画

第1節 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指します。発生源によって、家庭における食べ残しや過剰除去（皮の剥きすぎ等）、直接廃棄（手つかずの食品）といった家庭系食品ロスと、事業者における規格外品、返品、売れ残り、外食時の食べ残し等による事業系食品ロスに分類されます。

日本では大量の食品ロスが発生しており、これを削減することは資源の有効活用だけでなく、気候変動対策や食糧問題の観点からも重要な課題です。

国は、令和元年5月に「食品ロス削減推進法」を制定し、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロスの削減を進めることを求めています。また、静岡県では令和4年3月に策定した「第4次静岡県循環型社会形成計画」において、同法に基づく県の食品ロス削減推進計画を位置付け、「県民の意識啓発」「事業者等の取組促進」「フードバンク等の取組への支援」などを推進しています。

本市においてもこれまで、啓発活動やフードドライブ等の取組を行ってきましたが、今後はより体系的・計画的に施策を進める必要があります。

このため、本市では、食品ロス削減に関する取組を総合的に推進するため、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき、国及び県の方針を踏まえ、市が策定する「市町村区域内における食品ロス削減推進計画」として位置づけるものです。

あわせて、本市の一般廃棄物処理基本計画の下位計画として位置づけ、廃棄物の発生抑制や資源循環の推進と一体的に進めていきます。

第2節 食品ロスの現状

1. 食品ロスの現状

日本全体では、令和5年度における食品ロス量は約 464 万 t と推計されています（環境省「食品ポータルサイト」）。このうち家庭からの発生量は 233 万 t で、主な要因は食べ残し、過剰除去、直接廃棄です。

一方、事業系の発生量は 231 万 t で、食品製造業における製造過程のロス、食品卸売業における返品・不良品、小売業での販売期限切れ、外食産業での食べ残し等が主な原因です。

本市では、家庭系ごみ収集量の実績をもとに推計したところ、令和6年度の食品ロス発生量は約 3,210t と見込まれます。

家庭や事業者の一人ひとりが食品を無駄にしない意識を高め、社会全体で削減に取り組むことが不可欠です。

【食品ロス発生量の算定方法】

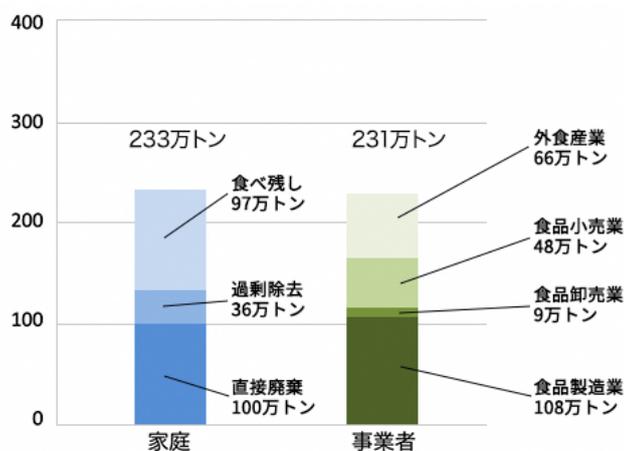
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の平均割合（単純平均）：29.7%

食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合：33.0%

（内訳：直接廃棄 14.9%、過剰除去 4.6%、食べ残し 13.5%）

計算式：家庭系ごみ 32,755t（令和6年度実績） × 29.7% × 33.0%
＝ 食品ロス発生量 3,210t

出典：「令和5年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再利用の促進の取組に係る実態調査報告書」
（令和6年3月 環境省）



出典：環境省 食品ポータルサイト

図 2-3-1 日本における食品ロス量（令和5年度）

2. 市民意識の現状

本市では、市政運営の基礎資料を得るために定期的に市民意識調査を実施しています。令和6年度の調査では、「ごみの減量で日頃行っていること」という質問に対し、「食品ロスを出さないようにしている」と回答した方が629件(回答者1,041人中、60.4%)でした。

また、「生ごみは水を切ってから出すようにしている」と回答した方は620件(59.6%)であり、多くの市民が食品ロス削減やごみ減量に意識を持っていることが分かります。

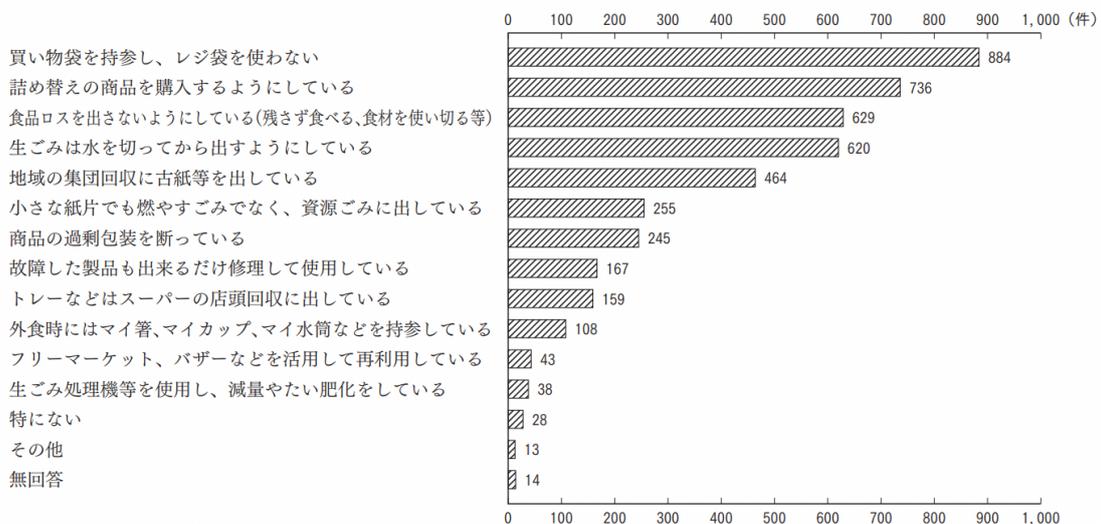
一方で、約4割の市民は具体的な取組を行っていない状況であり、また事業者の取組状況も十分に把握できていません。

このため、今後は食品ロス削減に関する情報提供や環境学習の充実を図り、家庭・事業者双方での理解促進と行動変容をさらに進めていく必要があります。

【ごみの処理について】問7～問9

問7 あなたがごみの減量で日頃行っていることは何ですか。(回答はいくつでも)

ごみの減量で日頃行っていること



出典: 第51回市民意識調査結果報告書

図 2-3-2 ごみの減量で日頃行っていること

第3節 計画の目標

1. 基本方針

本市の一般廃棄物処理基本計画では、「ものを大切に、資源を循環させる持続可能な暮らし」を基本理念に掲げています。

この理念のもと、食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を通じて、環境負荷の低減や安定的なごみ処理体制の確保につながる極めて重要な取組です。

そのため、本市では、食品ロス削減推進計画の基本方針を次のように定めます。

食品ロス削減の取組実践と習慣化

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を理解し、日常生活や事業活動の中で「食べ物を無駄にしない行動」を実践・定着させることを目指します。

2. 食品ロス削減に向けた目標

市民意識調査において、「食品ロスを出さないようにしている（残さず食べる、食材を使い切る等）」と回答する割合を、令和6（2024）年度の60.4%から、令和12（2030）年度には80%に引き上げることを目標とします。

この目標は、市民一人ひとりの意識と行動の変化を示す指標として設定したものであり、今後、具体的な削減量の推計や食品廃棄物の実態調査等とも連携させ、実効性のあるモニタリング体制の構築を検討していきます。

表 2-3-1 数値目標

	令和6（2024）年度 （基準年次）	令和12（2030）年度 （計画目標年次）
食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合（%）	60.4%	80.0%

第4節 食品ロス削減に向けた取組

本市では、食品ロスの削減を市民・事業者・行政が一体となって進めるため、次のような取組を総合的に推進します。

(1) 食品ロス削減のための啓発

- ホームページ、SNS、広報紙などの情報ツールを活用し、食品ロス削減の重要性と実践的な取組例をわかりやすく発信します。
- 各種イベントなどで啓発ブースを設置し、食品ロス削減を身近に感じられるような展示や体験の場の提供を行います。
- 出前講座、ごみ処理施設見学会、自治会説明会等を通じて、実際のごみの現状を学びながら、家庭での具体的な行動変容を促します。
- 給食を通じた日常的な取組や、生産者との交流、食育講座などにより、食への興味や作り手への感謝の気持ちを育み、食べ物を大切にする意識の向上を図ります。
- 地域の学習会や説明会を活用し、世代を問わず食品ロス削減の必要性を共有し、市民全体の理解と実践意欲を高めます。

(2) フードドライブへの協力

フードドライブとは、家庭で余っている未開封の食品を持ち寄り、フードバンクなどを通じて必要とする人や施設に提供する活動です。食品の有効活用を通じて、食品ロス削減と地域福祉の両面に寄与します。

- 市役所本庁舎や市民窓口事務所などに「食料品回収ボックス」を設置し、家庭からの食品寄附を受け付けます。
- 事業者が行うフードドライブの実施を支援します。
- 災害備蓄品など、賞味期限が近づいた食品については、自治会への配布やフードバンクへの寄附により有効活用を図ります。
- NPO 法人等と連携し、フードバンクやフードドライブの活動を紹介・普及し、参加の促進を図ります。

(3) エコクッキングの奨励

- 食材を無駄なく使い切る工夫（皮や茎の活用、残り物リメイクなど）や適切な保存方法を学べる「エコクッキング教室」の場の提供を行います。
- 手軽に実践できるレシピ集や動画をホームページや SNS 等で紹介します。

(4) 生ごみの排出抑制

- 生ごみの排出抑制と資源化を進めるため、使い切り・食べ切り・水切りの「3キリ」運動を推進し、食品ロスの削減を図ります。
- 安価で簡単に製作できるダンボールコンポスト※の普及に向け、環境教育やイベント等の機会を活用して周知・体験を促進します。

※「ダンボールコンポスト」とは、ダンボール箱を利用し、微生物の力で生ごみを減量・堆肥化する簡易生ごみ処理容器です。

(5) 事業者の食品ロス削減の推進

- 静岡県の「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」などの取組を紹介し、外食産業や小売業との連携による食べ残し削減や「3010 運動（宴会時の食べきり運動）」を推進します。
- 消費者に対して、賞味期限の近い商品を優先的に購入する「てまえどり」の実践を呼びかけます。
- 店舗内のポスター掲示などを通じて、事業者と連携した食品ロス削減啓発を進めます。
- 「すまいるしょっぷ」認定制度により、ごみ減量・リサイクル・食品ロス削減に積極的に取り組む販売店・飲食店・宿泊施設を紹介し、取組の輪を広げます。

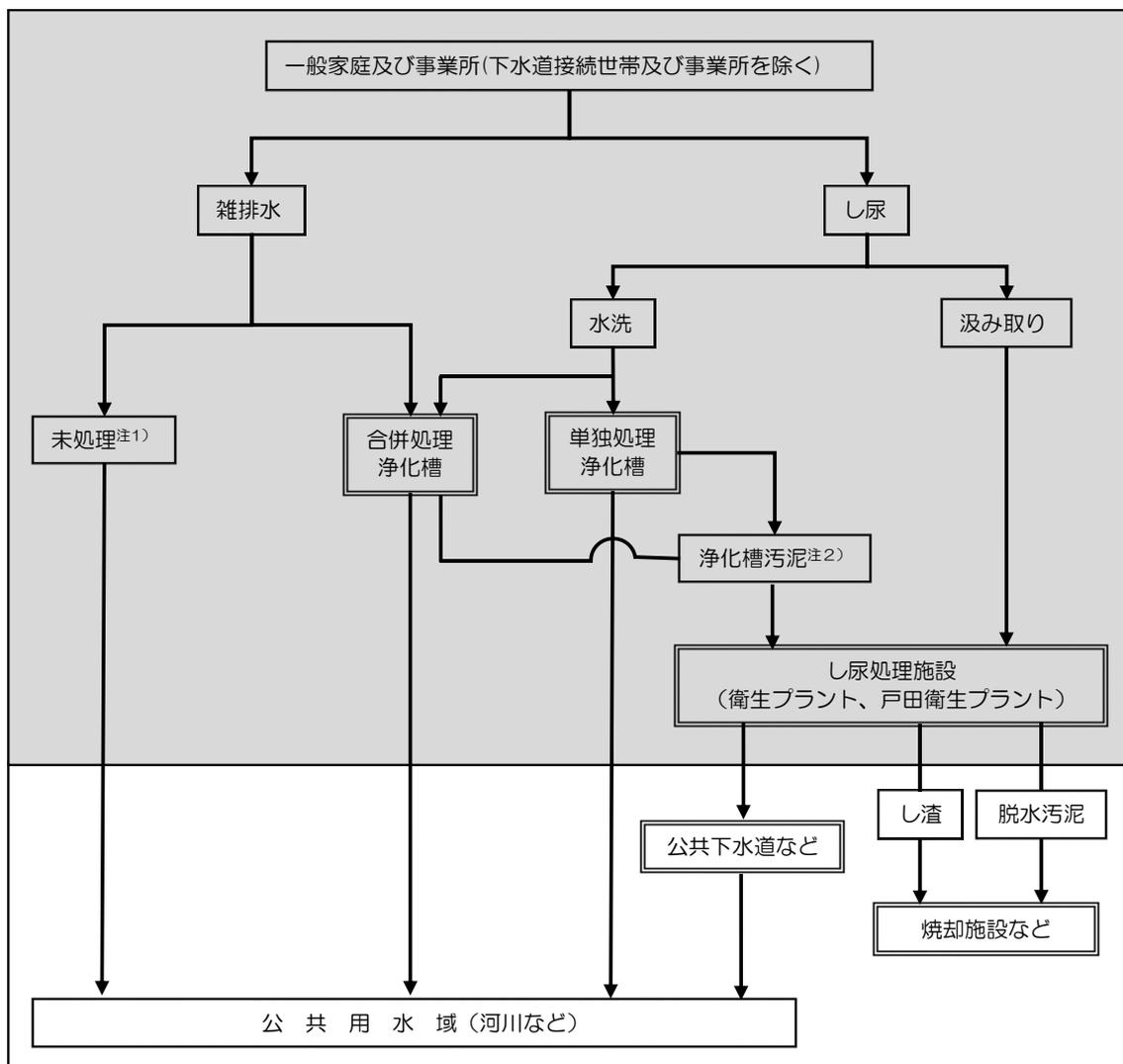
第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況及び課題

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

下水道接続世帯及び事業所を除いた生活排水の処理フローは、下図のとおりです。処理形態としては、下水道、浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）、汲み取り方式に分けることができます。



注1) 単独処理浄化槽及び汲み取り家庭では、台所などからの雑排水が未処理のまま放流されます。

注2) 浄化槽汚泥は、浄化槽で生活排水を処理する過程で発生する汚泥のことです。近年は浄化槽汚泥が処理量の大半を占めています。

■：生活排水処理基本計画の範囲。

図 3-1-1 生活排水の処理フロー

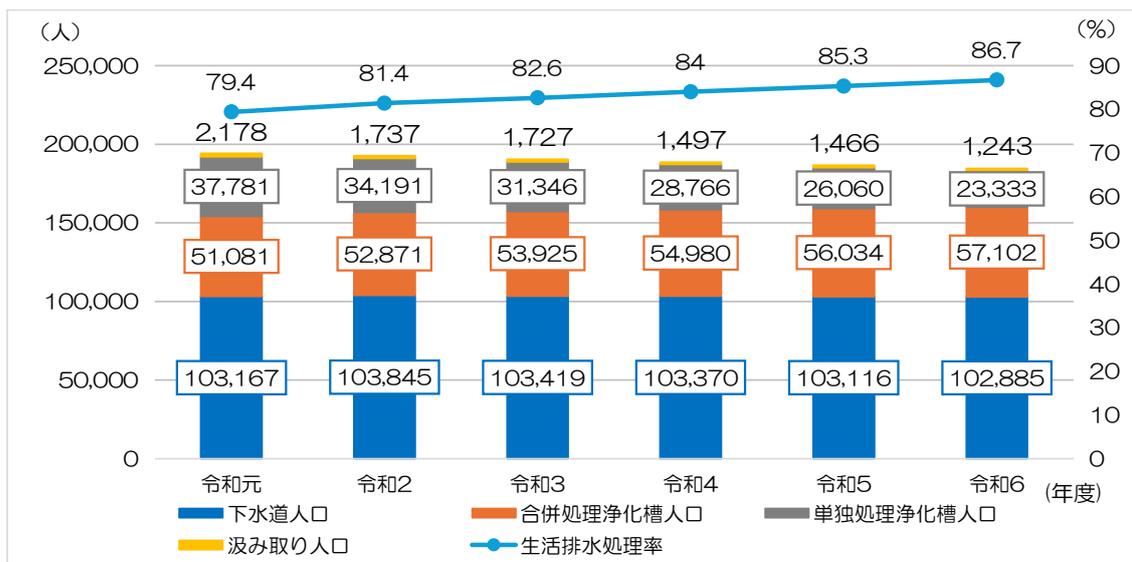
2. 処理形態別人口及び世帯数

令和6年度の計画処理区域内人口は184,563人であり、そのうち、86.7%（159,987人）が生活排水を適正に処理しています。また、公共下水道の普及、接続率の上昇などにより、単独処理浄化槽やし尿の汲み取り人口は年々減少しています。

表 3-1-1 生活排水の処理形態別人口

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	人	194,207	192,644	190,417	188,613	186,676	184,563
水洗化・生活雑排水処理人口	人	154,248	156,716	157,344	158,350	159,150	159,987
下水道	人	103,167	103,845	103,419	103,370	103,116	102,885
合併処理浄化槽	人	51,081	52,871	53,925	54,980	56,034	57,102
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	37,781	34,191	31,346	28,766	26,060	23,333
非水洗化人口（汲み取り）	人	2,178	1,737	1,727	1,497	1,466	1,243
生活排水処理率	%	79.4	81.4	82.6	84.0	85.3	86.7

注）各年度の実績値は、3月31日現在です。



注）各年度の実績値は、3月31日現在です。

図 3-1-2 生活排水の処理形態別人口

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿処理量は減少傾向にあります。浄化槽汚泥処理量は横ばいで、処理量の合計は減少傾向にあります。令和6年度はし尿が4.1%、浄化槽汚泥が95.9%となっています。

表 3-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理量	kL	1,957	1,976	1,928	1,822	1,686
浄化槽汚泥処理量	kL	39,420	39,474	38,832	39,384	39,344
処理量合計	kL	41,377	41,450	40,760	41,206	41,030

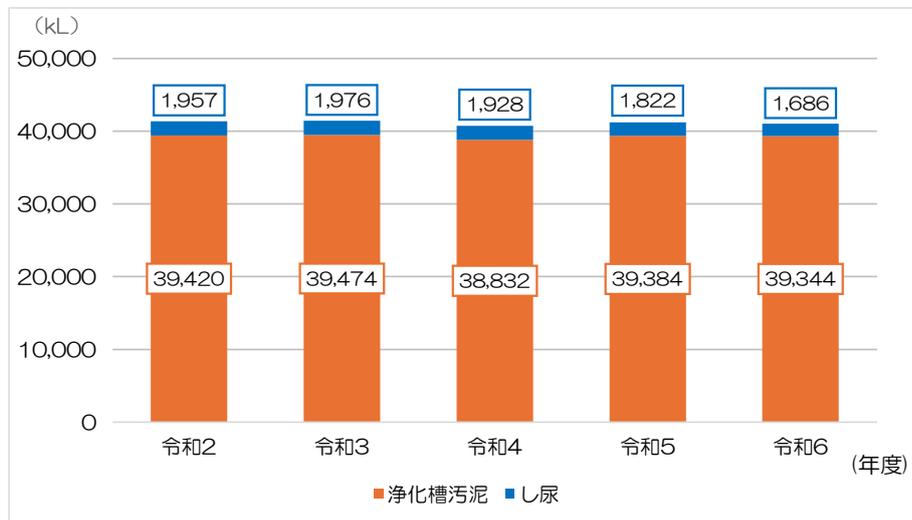


図 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

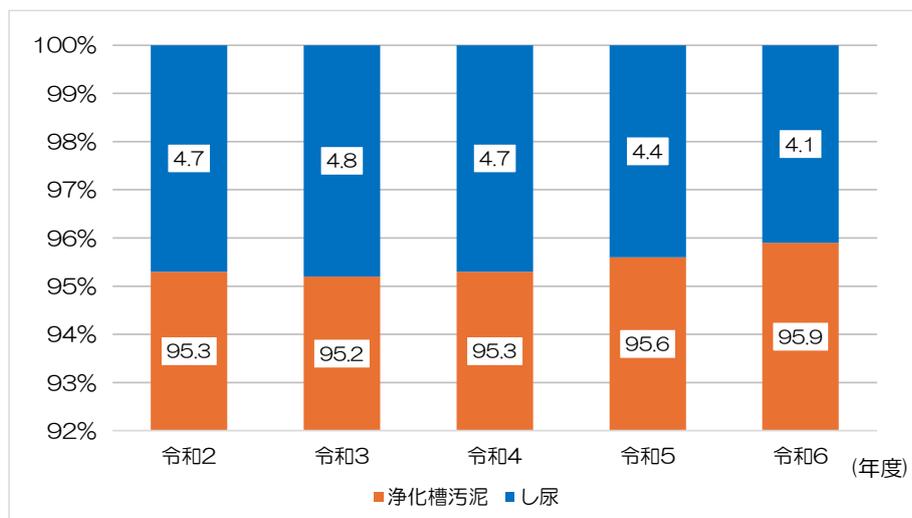


図 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の割合

4. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

(1) 収集体制

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集は、すべて許可業者による収集となっています。令和6年度における許可業者数は8社、総車両台数26台となっています。

表 3-1-3 収集体制

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可業者数	社	8	8	8	8	8
総車両台数	台	26	26	26	26	26

資料：清掃事業概要、環境省一般廃棄物処理実態調査結果

(2) し尿汲み取り料金の内容

本市のし尿汲み取り料金は、令和6年4月に改定し、以下の表のとおりです。

表 3-1-4 し尿汲み取り料金の内容

区分		内容	
定額制	世帯割	1世帯当たり825円	
	人員割	1人当たり825円	
	月2回の場合	2回目以降1回当たり667円	
	2ヶ月以上に1回の場合	世帯割1回分＋人員割×月数	
従量制		基本料金 54Lまで1,237円 54Lを超える場合、18Lにつき412円	
加算料金	遠距離加算（市が負担）	大平地区、静浦地区（志下～多比）	20%増し
		静浦地区（口野）、内浦地区	25%増し
		西浦地区	30%増し
	作業困難加算 （時間指定含む）	定額制 1人当たり	50円増し
ホース長尺加算(30m以上)	従量制 36L当たり	50円増し	
		ただし、500円を超えない	
その他	仮設トイレ	180Lまで	8,250円
		180L超の場合は18Lにつき	412円

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要と処理状況

1) 施設の概要

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、山ヶ下町に昭和 36 年竣工（昭和 41 年増設）した処理能力 240kL/日の施設で処理していましたが、老朽化に伴い、平成 16 年度に原字女鹿塚に新施設（沼津市衛生プラント（アクアプラザ））を竣工し、旧沼津市域の全量を処理しています。

戸田地域のし尿及び浄化槽汚泥については、沼津市戸田衛生センターで処理しています。

表 3-1-5 沼津市衛生プラント（アクアプラザ）の概要

区分	内容
所在地	沼津市原字女鹿塚2948-1
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造
敷地面積	7,073.58㎡（進入路含む）
建築面積	2,128.46㎡（延床面積 4,091.91㎡）
竣工年月	平成16年9月15日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（膜分離方式）
処理能力	158kL/日
設計・施工	株式会社 荏原製作所
放流先	公共下水道

注）高負荷脱窒素処理方式は、微生物の働きを利用して、し尿や浄化槽汚泥中の窒素分を効率的に除去する処理方式です。高濃度の汚水にも対応でき、処理水質の安定化が図れます。



写真 3-1-1 沼津市衛生プラント（アクアプラザ）

表 3-1-6 沼津市戸田衛生センターの概要

区分	内容	
所在地	沼津市戸田字磯辺崎3861-1	
構造	鉄筋コンクリート造	
敷地面積	2,359㎡	
竣工年月	昭和45年	
処理方式	主処理	好気性消化・活性汚泥法処理方式
	高度処理	凝集沈殿処理
	汚泥処理	好気性消化汚泥・余剰汚泥・凝集汚泥を混合脱水
	臭気処理	水洗脱臭処理・大気放出
処理能力	12kL/日	
設計・施工	当初：日本車輛製造株式会社 追加設備設置：月島機械株式会社	

2) 施設の稼働状況

令和 6 年度の沼津市衛生プラントの搬入量は 44,754kL で、その内訳は、し尿 1,804kL、浄化槽汚泥 42,950kL となっています。沼津市戸田衛生センターの年間搬入量は 572kL で、その内訳は、し尿 26kL、浄化槽汚泥 546kL となっています。

表 3-1-7 施設の稼働状況

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
沼津市衛生プラント	搬入日数	日	267	266	268	267	269	
	搬入量	し尿	kL	2,072	2,079	2,045	1,958	1,804
		浄化槽汚泥	kL	43,598	43,315	42,672	43,130	42,950
		計	kL	45,670	45,394	44,717	45,088	44,754
	希釈水量	m ³	—	—	—	—	—	
	放流水量	m ³	61,563	60,862	58,701	58,913	59,823	
	脱水汚泥量	kg	510,980	584,570	514,490	515,070	482,350	
	前処理除去物	kg	68,680	64,930	50,960	52,140	41,100	
	電気使用量	kWh	2,647,336	2,620,273	2,598,167	2,545,615	2,517,678	
	水道・下水道使用量	m ³	61,563	60,862	58,886	58,913	60,180	
沼津市戸田衛生センター	搬入日数	日	65	56	57	58	61	
	搬入量	し尿	kL	33	29	28	28	26
		浄化槽汚泥	kL	534	647	610	606	546
		計	kL	567	676	638	634	572
	希釈水量	m ³	2,322	2,481	2,396	2,297	1,995	
	放流水量	m ³	2,820	3,091	2,978	2,865	2,465	
	脱水汚泥量	kg	9,600	12,000	7,200	9,600	14,400	
	前処理除去物	kg	0	0	0	0	0	
	電気使用量	kWh	90,713	92,335	89,125	82,988	80,067	
	水道・下水道使用量	m ³	0	0	0	0	0	

注) 沼津市衛生プラントの搬入量には他町分が含まれます。

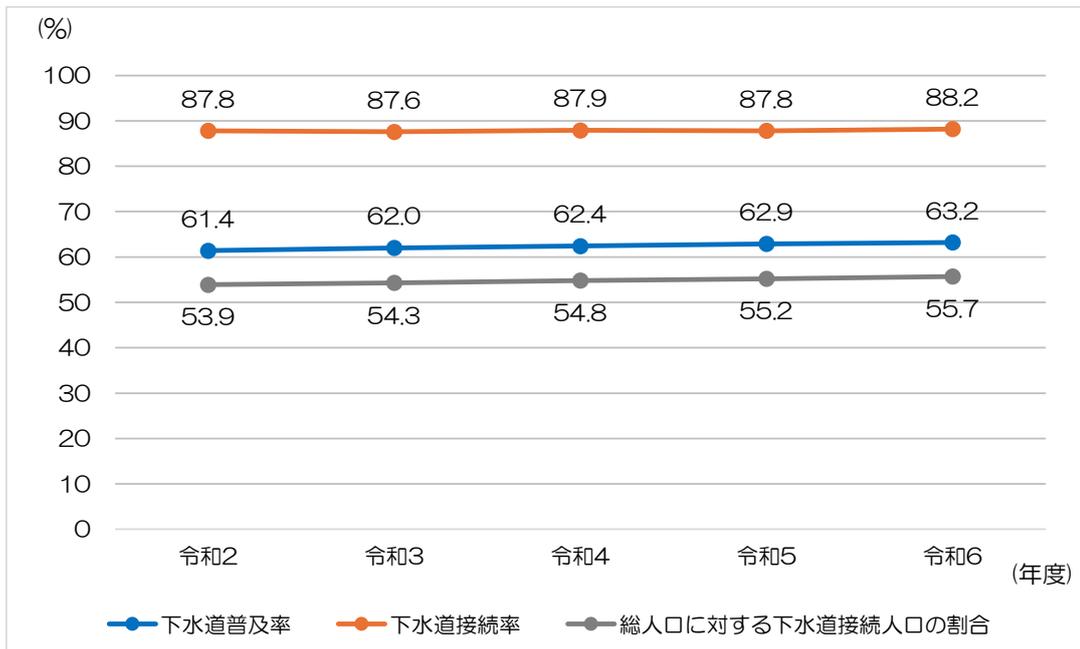
5. 下水道の整備状況

令和6年度の下水道処理区域内の人口は116,657人で下水道普及率は63.2%、下水道接続人口は102,885人で、下水道接続率は88.2%となっています。

表 3-1-8 下水道の整備状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口①	人	192,644	190,417	188,613	186,676	184,563
下水道処理区域内人口②	人	118,260	118,011	117,649	117,426	116,657
下水道接続人口③	人	103,845	103,419	103,370	103,116	102,885
下水道普及率 ②/①×100	%	61.4	62.0	62.4	62.9	63.2
下水道接続率 ③/②×100	%	87.8	87.6	87.9	87.8	88.2
総人口に対する下水道 接続人口の割合 ③/①×100	%	53.9	54.3	54.8	55.2	55.7

注) 各年度の実績値は、3月31日現在です。



注) 各年度の実績値は、3月31日現在です。

図 3-1-5 下水道の整備状況

第2節 生活排水処理の課題

生活排水処理に関する課題は以下のとおりです。

【未処理の生活雑排水】

- 下水道への未接続かつ合併処理浄化槽の未設置の家庭では生活雑排水が未処理のまま河川等へ流れ込んでいるため、下水道への接続または合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

【合併浄化槽の適正管理】

- 合併処理浄化槽の機能維持のため、定期的な保守点検・清掃を行うよう指導や啓発に努めていく必要があります。

【沼津市戸田衛生センターの運営】

- 沼津市戸田衛生センターは昭和45年に竣工し、稼働から55年が経過しています。搬入量も年々減少していることから、市内にあるし尿処理施設2施設を1施設に集約するなど、施設のあり方について検討する必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画の基本理念と方針

私たちが守る、潤いのある水環境

本市は、狩野川や駿河湾など豊かな水環境に恵まれています。恵まれた水環境の維持のため、生活排水対策として下水道の普及や下水道区域の見直し、また合併処理浄化槽の整備を進めることにより、生活排水処理率の向上を図ります。行政としては、下水道普及などの施策をさらに進め、生活排水処理率の向上を図ります。市民及び事業者は、個々が排出源であることを再認識し、身近な暮らしの中で「水環境保全対策」へ取り組む必要があります。

本計画においては、市民、事業者及び行政がともに連携して本市の特徴である豊かな水環境をよりよいものにし、身近な生活の中に「潤いのある水環境」を維持していくことを目指します。

生活排水処理の基本方針

【排出抑制計画】

○水質汚濁の発生源における水環境の保全対策を進めるとともに排出抑制を図る

【収集運搬計画】

○し尿や浄化槽汚泥などの適正で効率的な収集運搬システムを継続する

【中間処理・最終処分計画】

○し尿処理施設など環境への負荷を最小にするシステムを継続する

【災害廃棄物処理計画】

○し尿等に係る緊急時の対策と整備を進める

第2節 基本理念実現に向けた各主体に期待される取組

1. 市民に期待される取組

市民一人ひとりが水環境の保全を基本とした生活をする

【具体的には】

- ◆日常生活において常に水環境への影響を意識して、水を使う。

2. 事業者期待される取組

事業者は排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、水環境の保全を基本とした事業活動を行う

【具体的には】

- ◆節水・再利用など排水量の削減を図り、排水は水環境を保全するための処理を行う。

3. 行政に期待される取組

パートナーシップを基本として、市民、事業者及び行政の3者の役割が円滑に進む処理システムを構築する

【具体的には】

- ◆下水道の普及促進、合併処理浄化槽の整備などにより、生活排水処理率の計画的な向上を目指す。

第3節 数値目標及び発生量の見込み

1. 数値目標

生活排水処理基本計画の数値目標として、生活排水処理率を設定します。本市においては、合併処理浄化槽人口及び下水道接続人口を基に算定します。

目標：生活排水処理率 89.2%を目指す

【数値目標の設定方法】

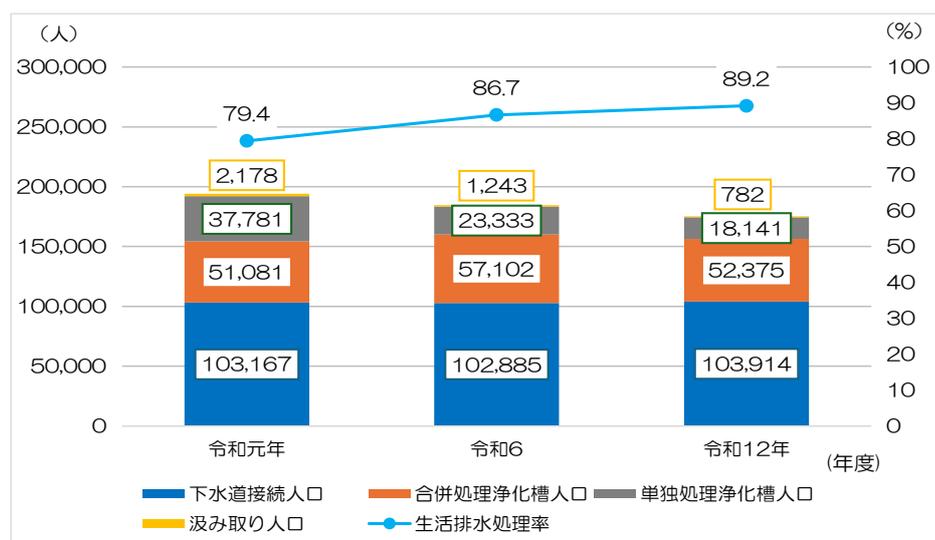
下水道の整備及び接続を円滑に推進し、下水道計画区域外における合併処理浄化槽の促進など、地域の実情に即した生活排水処理について調査・研究を行い、生活排水処理率を計画目標年度までに89.2%とすることを目指します。

表 3-2-1 生活排水処理に関する数値目標

区分	単位	令和元年度	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	人	194,207	184,563	175,212
生活雑排水処理人口	人	154,248	159,987	156,289
下水道接続人口	人	103,167	102,885	103,914
合併処理浄化槽人口	人	51,081	57,102	52,375
生活排水未処理人口	人	39,959	24,576	18,923
単独処理浄化槽人口	人	37,781	23,333	18,141
汲み取り人口	人	2,178	1,243	782
生活排水処理率	%	79.4	86.7	89.2

出典：沼津市下水道ビジョン 2025-2034

注) 計画処理区域内人口は、「沼津市下水道ビジョン 2025-2034」を引用しており、ごみ処理基本計画と引用資料が異なるため、ごみ処理基本計画の将来人口とは一致しません。令和元年度及び令和6年度の実績値は3月31日現在、令和12年度の推計値は3月31日見込みです。



注) 令和元年度及び令和6年度の実績値は3月31日現在、令和12年度の推計値は3月31日見込みです。

図 3-2-1 生活排水処理に関する数値目標

2. し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み

汲み取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量は減少が見込まれます。

表 3-2-2 し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

区分	単位	令和元年度	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
し尿	kL	2,134	1,686	962
浄化槽汚泥	kL	39,366	39,344	33,202
合計	kL	41,500	41,030	34,164

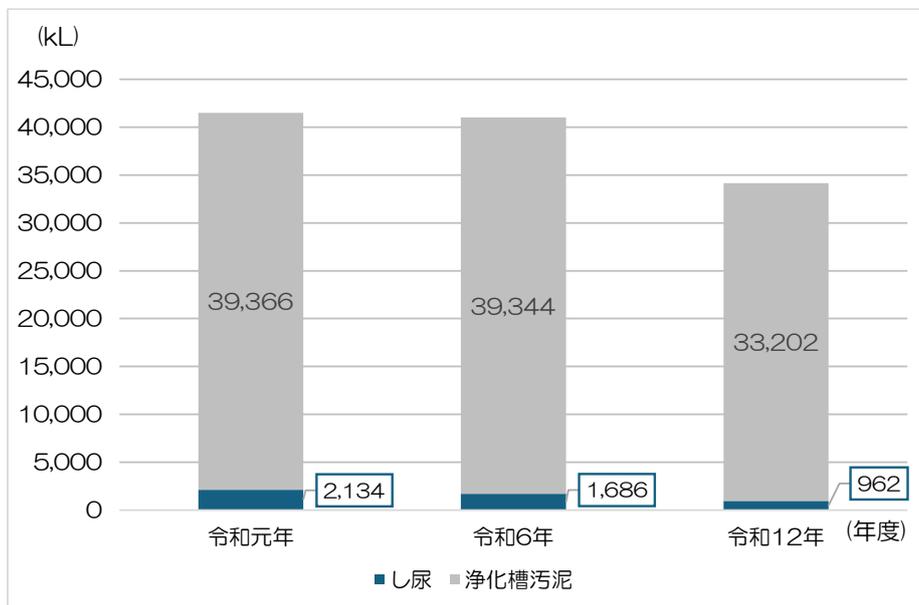


図 3-2-2 し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

第4節 生活排水処理基本計画の施策体系

基本理念	私たちが守る、潤いある水環境
排出抑制計画	水質汚濁の発生源における水環境の保全対策を進めるとともに排出抑制を図る
生活排水処理に関する情報提供	・生活排水処理の重要性や下水道供用区域などに関する情報提供を行う
排出源での水環境の保全対策の促進	・各家庭や事業所での水環境の保全対策を促す
合併処理浄化槽設置に対する支援	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助を継続し、合併処理浄化槽の設置を促進する
適正な浄化槽維持管理の推進	・浄化槽の維持管理方法に関する情報提供を行うとともに、適正な管理について指導する
収集運搬計画	し尿や浄化槽汚泥などの適正で効率的な収集運搬システムを継続する
一般廃棄物（し尿等）収集運搬業者（許可業者）による収集体制の継続実施	・し尿及び浄化槽汚泥の収集事業は、廃棄物処理業者により引き続き実施していく
収集運搬の効率化	・許可業者との連携を強化し、計画的な収集の徹底、効率化を推進する
中間処理・最終処分計画	し尿処理施設など環境への負荷を最小にするシステムを継続する
し尿処理施設の適正管理	・収集されたし尿及び浄化槽汚泥は既存施設において生物処理を実施する。施設の管理全般については、従来どおり市が主体で実施する
汚泥のリサイクルの継続	・し尿処理施設から排出される脱水汚泥は、民間業者でリサイクルを継続する
し尿処理施設の集約	・市内の2施設で行っているし尿処理を1施設に集約する
災害廃棄物処理計画	し尿等に係る緊急時の対策と整備を進める
災害時の迅速な対応	・避難所や家庭等から排出されるし尿を処理するとともに、収集車両が不足する場合は支援を要請し、対応する

第5節 生活排水処理基本計画の施策内容

1. 排出抑制計画

水質汚濁の発生源における水環境の保全対策を進めるとともに排出抑制を図る

【基本方針】

水質汚濁の主要因は大規模事業所のみならず、各家庭や中小規模事業者にも大きな要因が見られます。各家庭や事業者からの汚濁物の排出を抑制することで環境負荷の低減を図る必要があります。

- 排出源での水環境の保全意識の高揚
- 生活排水の未処理放流の削減を推進する

(1) 生活排水処理に関する情報提供

広報紙・ホームページなどにより、生活排水処理の状況や下水道供用区域などに関する情報提供を行います。

(2) 排出源での水環境の保全対策の促進

市民や事業者の環境保全意識の高揚を図るため、各家庭や事業所で次のような対策が講じられるよう促します。

- 洗浄前の汚れの除去
- 洗剤の使いすぎの自粛
- 環境にやさしい洗剤の使用
- 節水による排出量の削減、風呂の水の再利用
- 調理屑の除去

(3) 合併処理浄化槽設置に対する支援

汚濁負荷量の低減を図るためには合併処理浄化槽の促進など、地域の実情に即した生活排水処理について、下水道計画との連携を進めながら、調査・研究を進めます。下水道計画区域外では、現状の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助を継続的に実施します。

(4) 適正な浄化槽維持管理の推進

浄化槽法に基づく点検の実施等浄化槽の維持管理の徹底を図り、浄化槽の処理性能を最大限に発揮できるようにします。排出源における適正な排水処理を進めるために、浄化槽の維持管理方法について情報提供を行うとともに、適正な管理について指導をします。

2. 収集運搬計画

し尿や浄化槽汚泥などの適正で効率的な収集運搬システムを継続する

【基本方針】

今後、下水道計画の整備が進むことから、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少することが想定されます。沼津市総合計画など上位計画の進捗状況を踏まえて、適正かつ効率的な収集運搬システムを維持します。

(1) 一般廃棄物（し尿等）収集運搬業者（許可業者）による収集体制の継続実施

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者により引き続き実施していきます。ただし、今後、下水道整備の進捗に伴い、規模の縮小が想定されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬事業については、許可業者と、本市の実情に合わせた協議、情報提供を行い、合理化を促進します。

(2) 収集運搬の効率化

今後は汲み取り量及び浄化槽汚泥量の減少が見込まれます。本市としては事業の合理化を図る中で廃棄物処理業者とより一層の連携をとり、計画収集の徹底を図り、住民サービスの低下を招かないように収集の効率化を推進します。

3. 中間処理・最終処分計画

し尿処理施設など環境への負荷を最小にするシステムを継続する

【基本方針】

市全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、市の施設において処理を実施し、施設の管理全般は従来どおり市で行います。

(1) し尿処理施設の適正管理

市全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、沼津市衛生プラント（アクアプラザ）及び沼津市戸田衛生センターにおいて生物処理などを行います。処理後に生じる脱水汚泥についてはリサイクルし、し渣については焼却処理する現行の処理システムを継続して行います。

(2) 汚泥のリサイクルの継続

脱水汚泥は民間業者においてリサイクルすることを継続して実施します。

(3) し尿処理施設の集約

沼津市衛生プラントと沼津市戸田衛生センターにおいて行っているし尿処理を沼

津市衛生プラントに集約し、し尿処理において生じる脱水汚泥やし渣等の廃棄物と一元管理して行います。

4. 災害廃棄物処理計画

し尿等に係る緊急時の対策と整備を進める

【基本方針】

発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設等について、速やかに施設等の被災状況を確認し、既存の処理施設で処理します。

（1）災害時の迅速な対応

被災後、速やかにし尿の収集運搬、処理体制を整備し、避難所や家庭等から排出されるし尿を処理するとともに、収集車両が不足する場合は、災害時応援協定等に基づく応援要請を行い、対応します。

また、下水道やし尿処理施設が被災等により使用できない場合を想定し、仮設トイレの設置や簡易トイレの活用、他自治体の処理施設の活用や広域処理など、代替的な収集運搬・処理方法について検討します。

